

第	3	次			
東	松	山	市		
環	境	基	本	計	画



市長あいさつ

目 次

第1章 計画の基本的事項	1
1. 策定の目的	1
2. 計画の位置づけ	2
3. 計画の期間	2
4. 計画の対象	3
(1) 対象地域	3
(2) 対象とする範囲	3
5. 計画の構成	4
第2章 計画策定の背景	5
1. 本市の地域概況	5
(1) 地勢と位置	5
(2) 人口及び世帯数	6
(3) 地形	6
(4) 土地利用	7
(5) 気候	9
(6) 生物多様性	9
(7) 河川水質	11
2. 社会的背景	12
(1) 気候変動と温室効果ガス排出削減に向けたパリ協定の締結	12
(2) 廃棄物に関する問題	14
(3) 生物多様性保全に向けた動向	15
(4) 持続可能な開発のための2030アジェンダ(持続可能な開発目標：SDGs)	16
(5) 災害や新型コロナウイルスの流行を契機とするライフスタイルの変化	17
3. 環境に関するアンケート調査結果(概要)	18
4. 第2次計画における指標達成状況一覧	20
5. 第2次計画の定性評価	21
6. 第2次計画から第3次計画への変遷について	24
第3章 計画の目標	25
1. 基本理念	25
2. 環境目標・施策の体系	26
第4章 目標実現のための取組	28
環境目標Ⅰ 脱炭素に向けた暮らしを推進するまち《東松山市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)》 ..	28
(1) 温暖化に関する社会情勢と本市のこれまでの取組	28
(2) 計画の基本的事項	31
(3) 温室効果ガス排出量の推計・要因分析	32
(4) 削減目標の設定と削減対策	33
(5) 現状と課題	37
(6) 基本施策(目指すべき方向性)	38
(7) SDGsとの関連性	39
(8) 行政、市民、事業者の取組	40
(9) 想定される市民プロジェクト	43
(10) 成果指標	43

環境目標Ⅱ 廃棄物の削減と資源循環に取り組むまち.....	45
(1) 現状と課題	45
(2) 基本施策（目指すべき方向性）	46
(3) SDGsとの関連性	47
(4) 行政、市民、事業者の取組.....	48
(5) 想定される市民プロジェクト.....	50
(6) 成果指標	51
環境目標Ⅲ 生き物、自然と共生するまち.....	52
(1) 現状と課題	52
(2) 基本施策（目指すべき方向性）	53
(3) SDGsとの関連性	54
(4) 行政、市民、事業者の取組.....	55
(5) 想定される市民プロジェクト.....	58
(6) 成果指標	58
環境目標Ⅳ 安全で快適に暮らせる生活環境が整ったまち.....	60
(1) 現状と課題	60
(2) 基本施策（目指すべき方向性）	61
(3) SDGsとの関連性	62
(4) 行政、市民、事業者の取組.....	63
(5) 想定される市民プロジェクト.....	66
(6) 成果指標	66
環境目標Ⅴ 市民・地域のチカラが発揮される協働のまち.....	67
(1) 現状と課題	67
(2) 基本施策（目指すべき方向性）	68
(3) SDGsとの関連性	69
(4) 行政、市民、事業者の取組.....	70
(5) 想定される市民プロジェクト.....	73
(6) 成果指標	73
第5章 計画の推進体制・進捗管理.....	74
1. 推進体制	74
2. 進捗管理	75
3. 財源の確保と市民プロジェクトへの支援.....	75

第1章 計画の基本的事項

1. 策定の目的

東松山市環境基本計画は、「東松山市美しく住みよい環境づくり基本条例」第8条に基づき、本市の自然環境や生活環境を将来にわたって守り、育てるための基本的な考え方や取組の方針を総合的かつ計画的に推進することを定めたものです。

本市では、1997年に「東松山市美しく住みよい環境づくり基本条例」を施行し、1999年には、『安心して暮らせる自然豊かなまち東松山』を目指し、第1次東松山市環境基本計画（以下、「第1次計画」といいます。）を策定しました。

第1次計画の策定が契機となり、環境をテーマとする市民活動団体や事業者との協力・連携による「東松山市環境みらいフェア」の開催などに取り組み、市民活動団体と市との協働体制として、「環境まちづくりパートナーシップ協定」の締結に発展しました。

第1次計画の期間中に取り組んだ環境施策の成果と課題を踏まえ、2009年には、協定の市民活動団体を中心とした環境基本計画市民策定委員会を設置し、多くの市民の参画・協働を経て、2011年に『自然と人が支えあう「いのち」輝く 笑顔つながるまちづくり』を基本理念として掲げた第2次東松山市環境基本計画（以下、「第2次計画」といいます。）を策定しました。

第2次計画では、“市民が主体的に考え、実践できること”を、市民プロジェクトとして、市民と行政が協力して、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

また、本市は、2011年度に埼玉県より「環境みらい都市」、2012年5月には埼玉エコタウンプロジェクト実施市に指定され、再生可能エネルギーの率先活用など、エコタウンとして先進的な取組を進めています。

一方、第2次計画策定以降の国際的な動向に目を向けると、地球温暖化による気候変動やそれに伴う大規模災害、生物多様性に関する危機、海洋プラスチック問題など、環境問題の深刻さが増すなか、2015年9月に開催された国連持続可能な開発サミットで「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、全ての国に対して「持続可能な17の開発目標」（SDGs）が示され、新たな文明社会を目指し、大きく考え方を転換（パラダイムシフト）していくことが求められました。

このように、第2次計画の期間中に取り組んだ環境施策の成果と課題を踏まえつつ、世界規模の環境課題解消に向けた取組と、さらには生活公害などの身近な課題の多様化などへの対応を踏まえ、第3次東松山市環境基本計画（以下、「本計画」といいます。）を策定し、市民にとって暮らしやすい東松山市を目指すとともに、一人一人が地域環境と地球環境の保全を考える、持続可能な社会を構築することを目指す指針といたします。

2. 計画の位置づけ

本計画は、東松山市ごみ処理基本計画や東松山市みどりの基本計画、東松山市都市計画マスタープランなど他分野の行政計画と連携・補完しつつ、本市の最上位計画である第六次東松山市総合計画を具体化する個別計画として位置づけられます。また、新たに策定する東松山市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を内包し、本計画の部門別計画として位置づけられます。

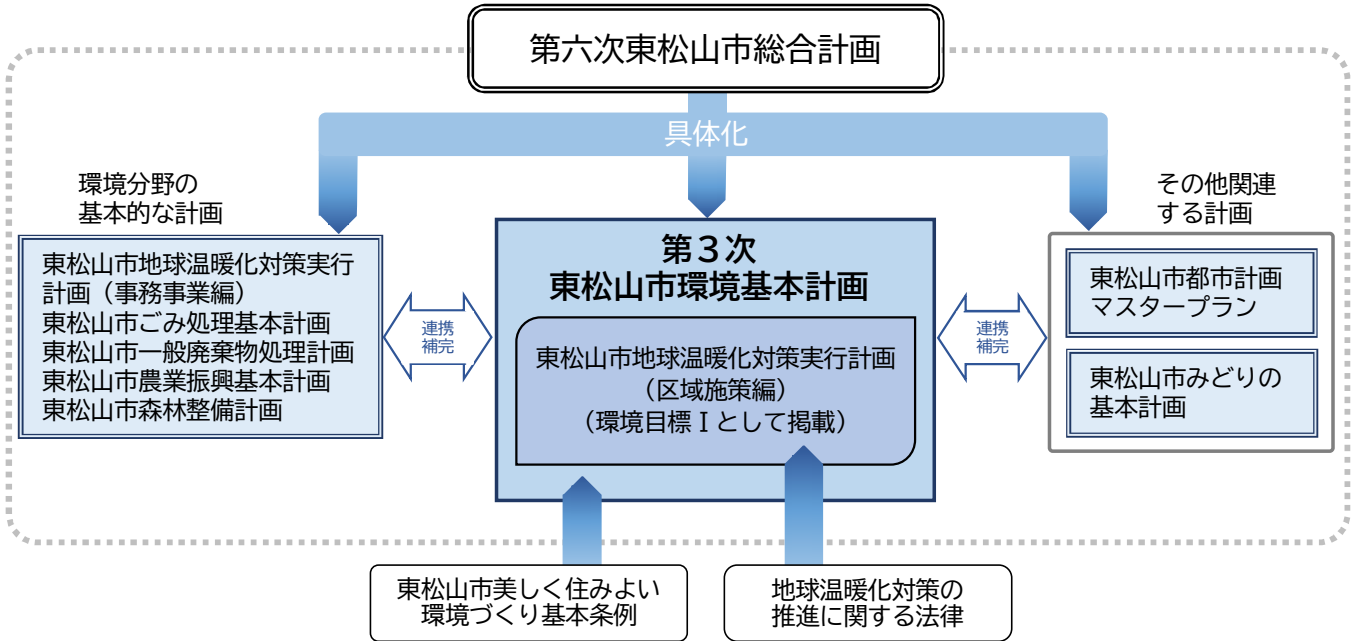


図1 計画の位置づけ

3. 計画の期間

本計画の期間は、2021年4月（2021年度）から2031年3月（2030年度）までの10年間とします。

なお、生活環境や社会情勢、政策方針の変化などに対応するため、中間年度（2026年度）に見直しを行いました。

4. 計画の対象

(1) 対象地域

本計画の対象地域は、市内全域とします。また、国、県、他市町村との連携に配慮します。

(2) 対象とする範囲

本計画に関する対象範囲は、「東松山市美しく住みよい環境づくり基本条例」第4条に掲げる事項を基本とし、以下の15項目とします。

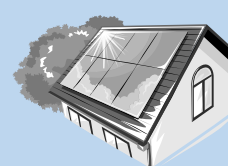
①地球温暖化対策



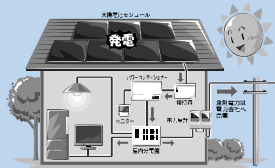
②脱炭素化



③再生可能エネルギーの普及



④創・省・蓄エネルギーの普及



⑤廃棄物・再資源化対策



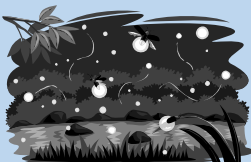
⑥資源の有効利用



⑦生物多様性の保全



⑧里山・水辺環境・農地の保全



⑨典型7公害・都市生活型公害対策



⑩不法投棄対策



⑪街並みの保全



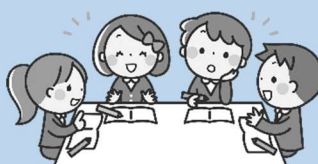
⑫環境美化



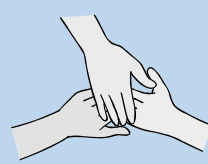
⑬実践活動の支援



⑭環境学習・教育の推進

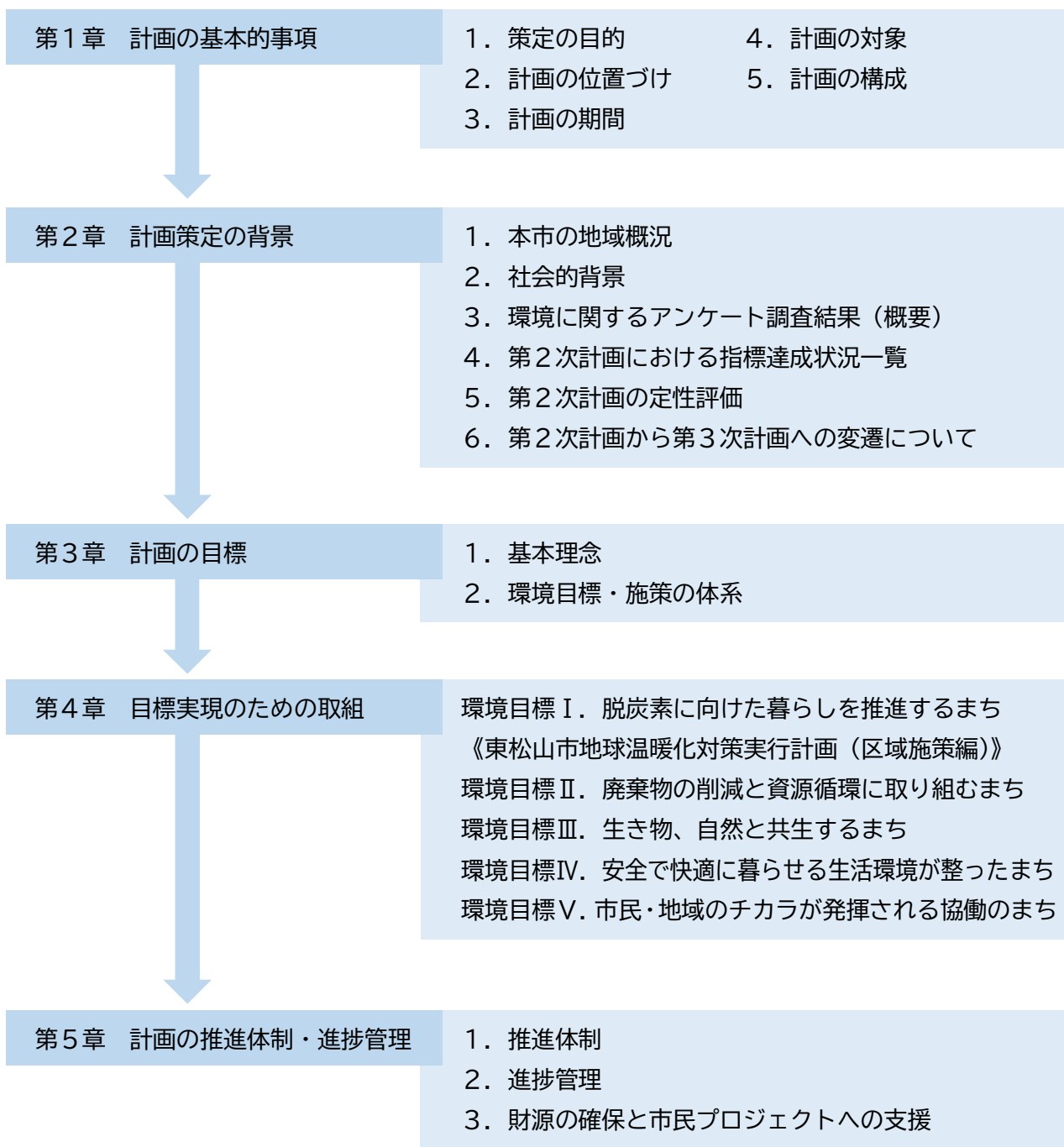


⑮協力体制の構築



5. 計画の構成

本計画は全 5 章で構成されています。各章で記載されている主な内容は以下のとおりです。



第2章 計画策定の背景

1. 本市の地域概況

(1) 地勢と位置

本市は、埼玉県のほぼ中央に位置し、東京都心から約 50km 圏に位置しています。みどり豊かな丘陵地と平野部の間を大小の河川が流れ、変化に富んだ地形条件の中で、豊かな自然が育まれ、環境と調和を図りながら市街地が形成されてきました。

交通面では、都心までおよそ 1 時間で結ぶ東武東上線の東松山駅と高坂駅があり、市民の通勤・通学の足として利用されています。また幹線道路は、国道 254 号が東西に横断するとともに、国道 407 号が南北を縦断しており、首都圏及び隣接する都市と連絡しているほか、関越自動車道・東松山インターチェンジもあり、近年は圏央道（首都圏中央連絡自動車道）の整備が進むなど広域的な交通利便性に富んでいます。

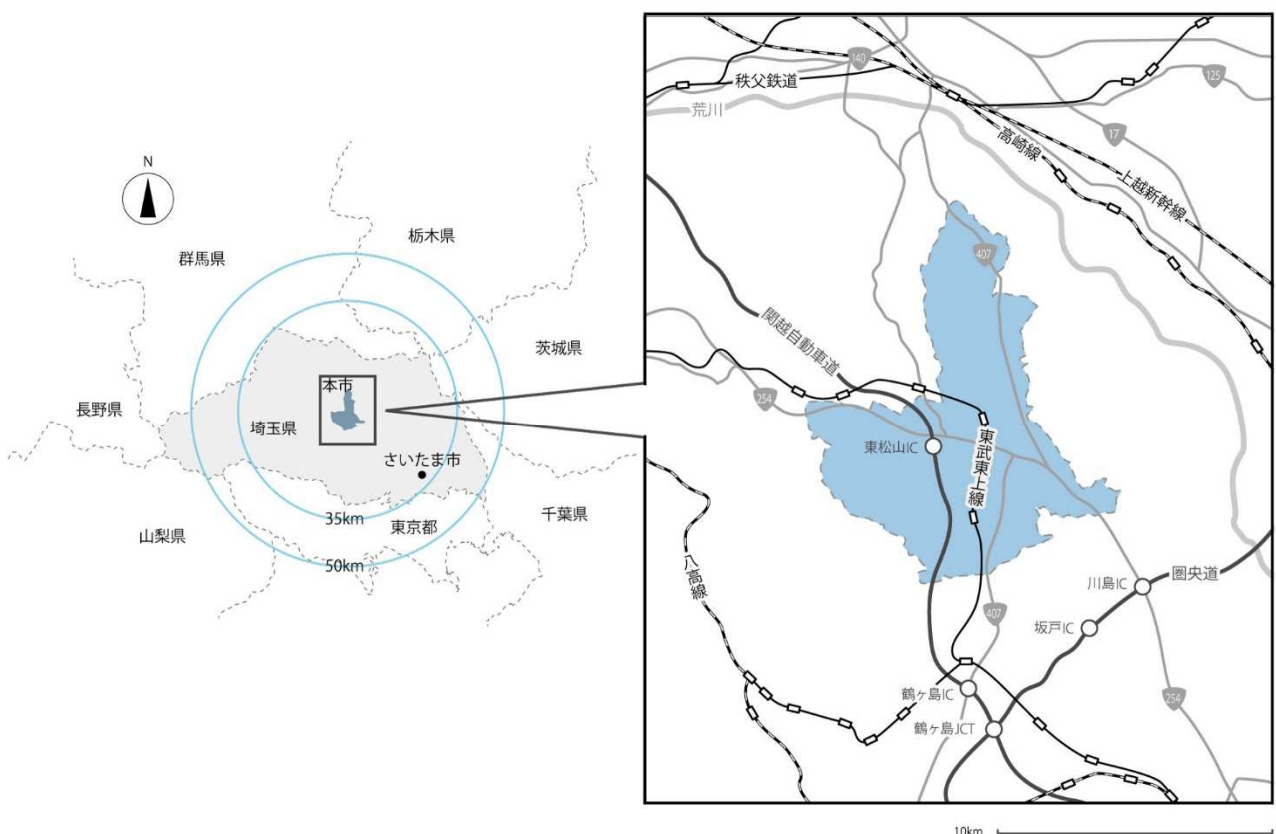


図2 本市の位置図

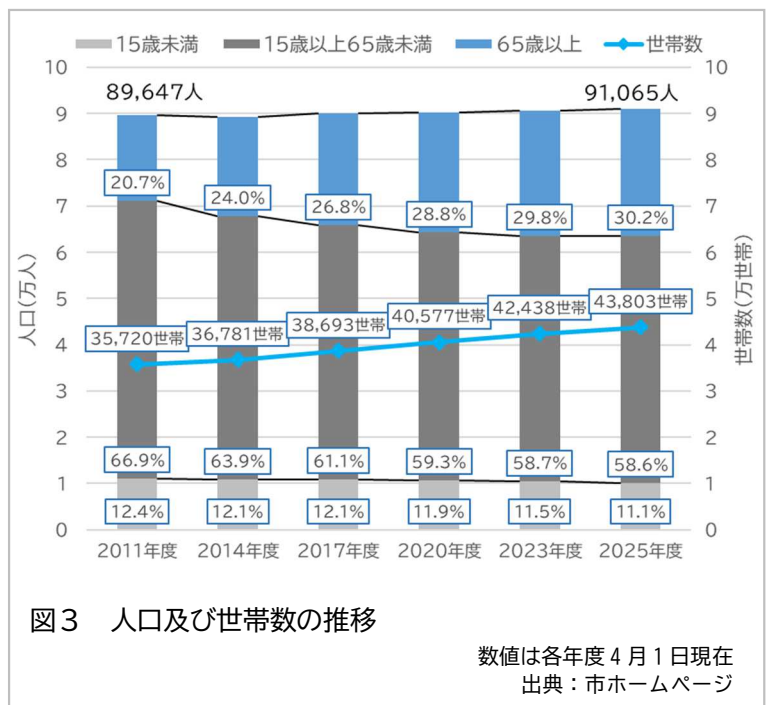
出典：第五次東松山市総合計画

(2) 人口及び世帯数

2025年4月現在の人口は91,065人、世帯数は43,803世帯となっています。

2011年度からの14年間で、人口は1,418人増加し、世帯数は8,083世帯増加しました。この14年間で、世帯数の増加が大きい傾向にあります。

年齢別では、15歳未満の割合はほぼ横ばいで、15歳以上65歳未満の人口が減少し、65歳以上の人口が増加する傾向にあり、本市でも少子高齢化が顕著に見られます。



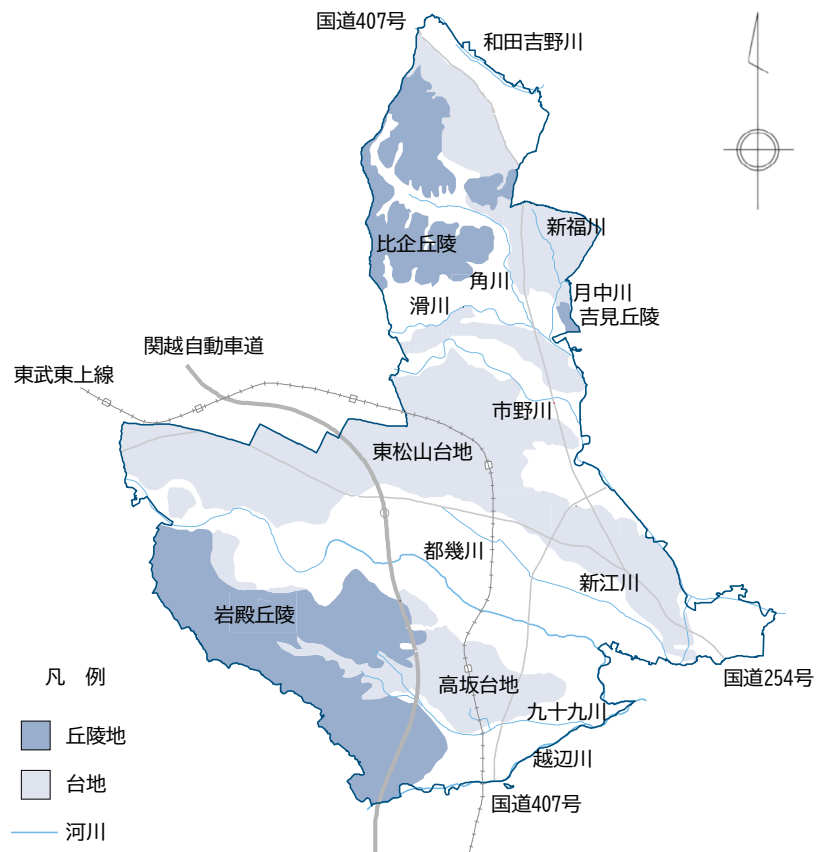
(3) 地形

本市は、中央部以北に東松山台地、北部に比企丘陵、南部に高坂台地と岩殿丘陵が分布し、それらの間隙を縫うように、市の北部あるいは西部から東部に向かって都幾川、市野川、越辺川などの河川が流下しています。

また、台地や丘陵地の端には谷津と呼ばれる樹枝状谷が見られます。

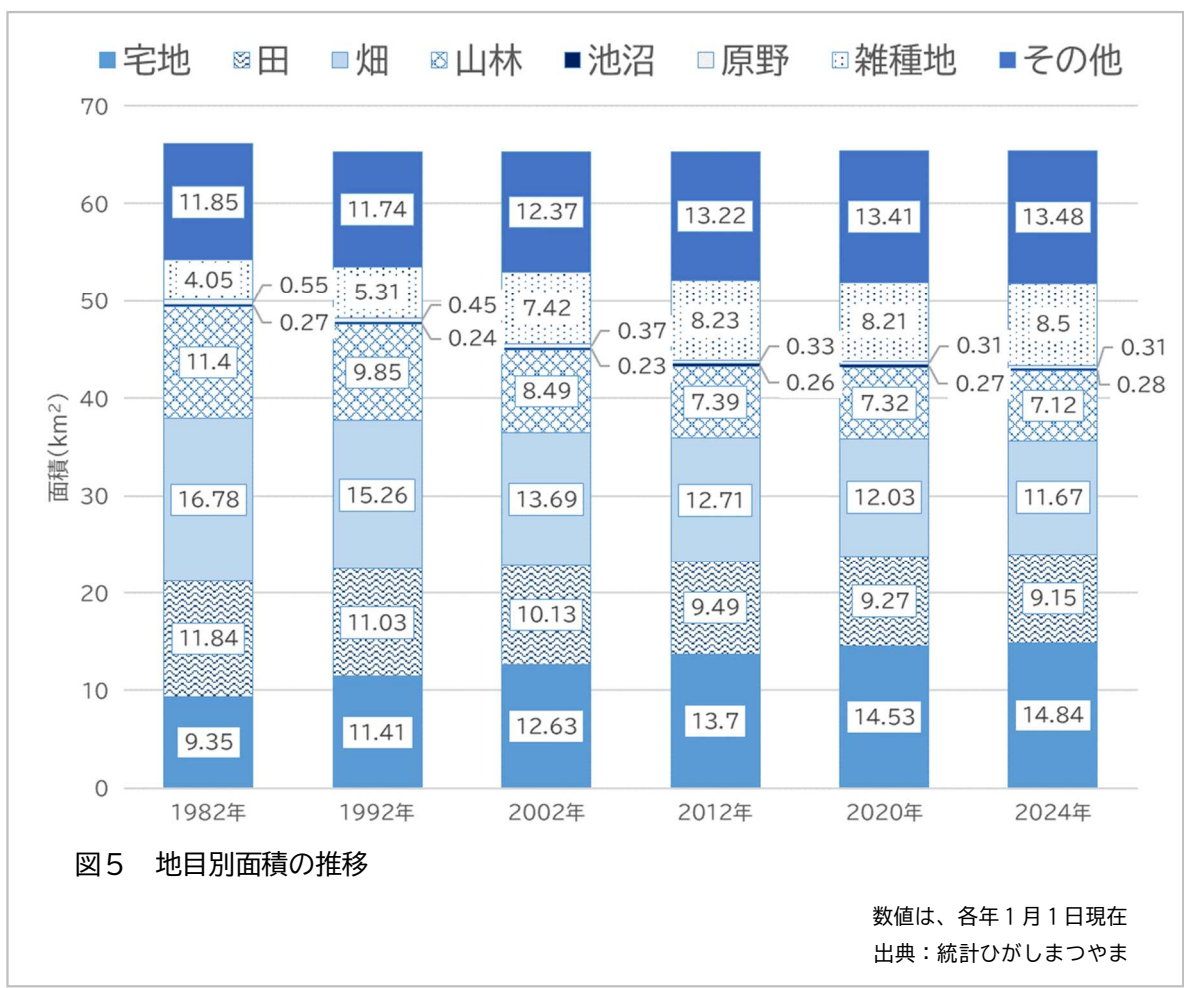
都幾川流域を中心に田・畑が広く分布し、山林は北部と南西部に広がっています。

埼玉県立自然公園
南西部と滑川及び市野川沿いは、県立比企丘陵自然公園に指定されており、優れた自然の風景を保護するとともに、その利用増進を図ることとされています。



(4) 土地利用

土地利用は、2024年は宅地が最も広い面積を占めており、田・畑・山林・池沼・原野は合わせて約4割を占めています。1982年からの比較では、宅地が増加し、田・畑・山林は減少する傾向にあります。開発による宅地化が進んでいると見られます。



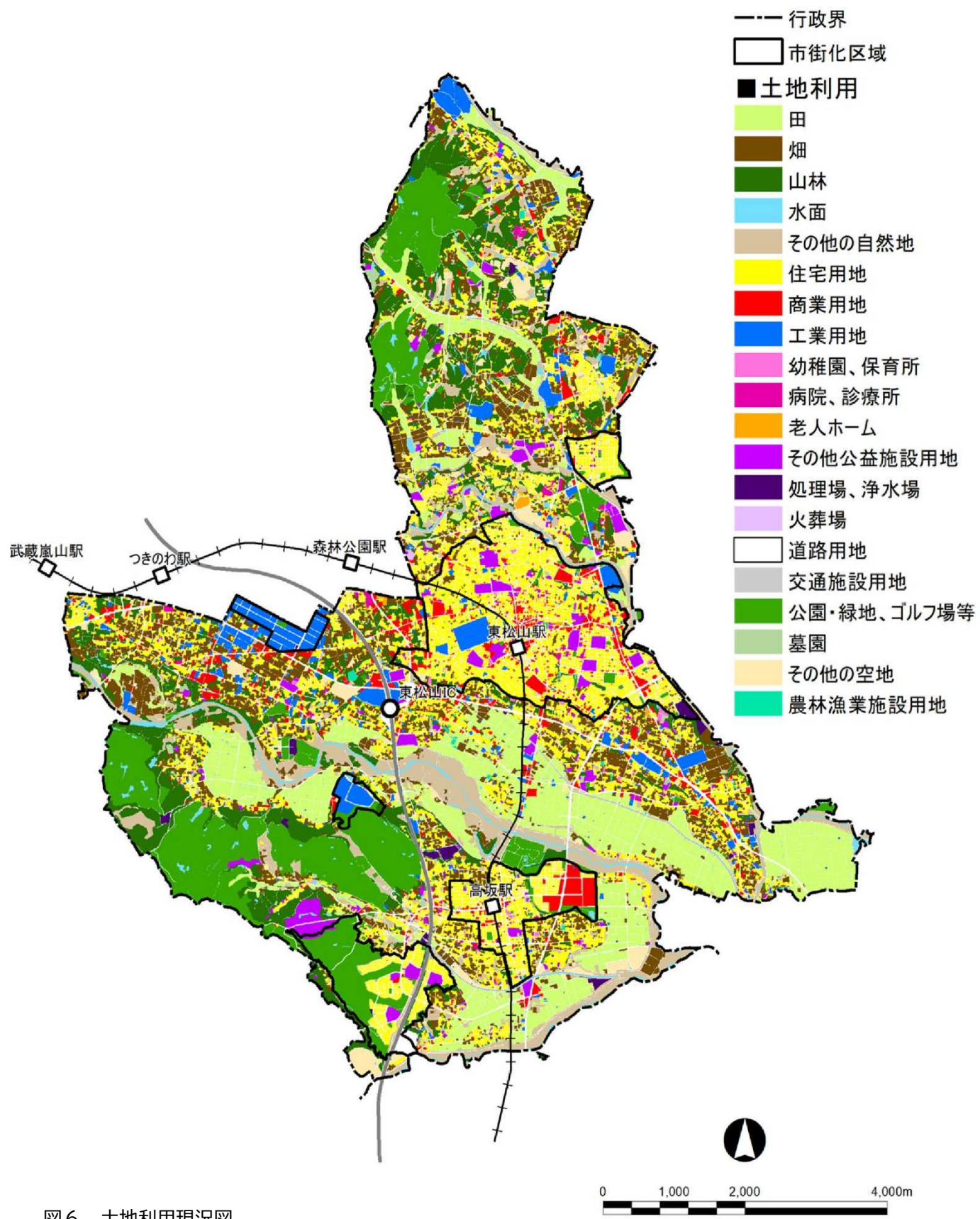


図6 土地利用現況図

資料：都市計画基礎調査※（基準年：令和3年）

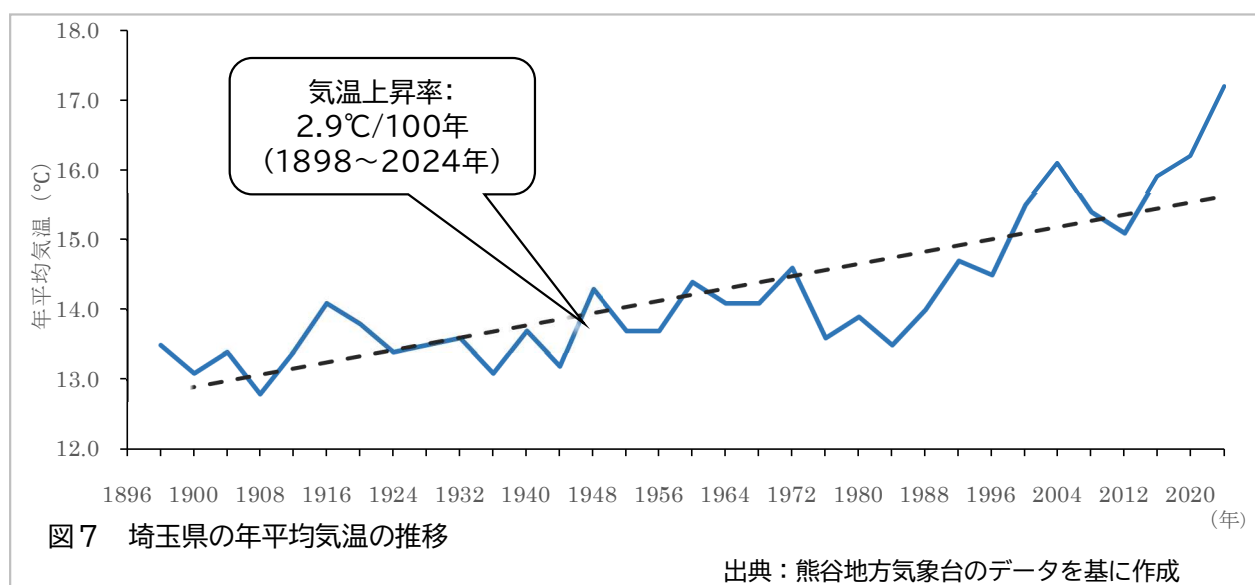
(5) 気候

本市に隣接する熊谷市では、2007年に40.9℃、2018年に41.1℃と、度々日本最高気温を更新しており、暑さが厳しくなっています。

埼玉県の1898年から2024年までの年平均気温の上昇率は、100年に換算すると、2.9℃となっています。特に1980年代以降は急速に上昇していることがわかります。都市化によるヒートアイランド現象も重なり、日本の年平均気温よりも上昇率が高くなっています。

年間降水量及び短時間に強い雨が降る「強雨頻度」は、いずれも年による変動が大きく、一定の変化傾向は確認できていませんが、将来、強雨頻度が増えることが予測されています。

これらの気温上昇や強雨頻度の増加については、地球温暖化による気候変動が原因の一つと考えられ、我々の生活に大きな影響を及ぼす恐れがあります。



(6) 生物多様性

本市には丘陵地や、その間隙を流れる多くの河川があり、それらを利用する農地が広がっています。また、里山の原風景とも言えるクヌギやエノキなどの小規模な樹林地が分布し、変化に富んだ自然環境を有しています。こうした様々な自然環境が存在していることにより、多様な生態系が形成され、地域の生物多様性が保たれています。このことについては、本市教育委員会などによる市内の動植物調査記録や、令和4年度から進めている市内7地区の市民活動センター周辺の動植物調査のデータからわかります。

ア. 丘陵地・樹林

市の北部には比丘尼山や大谷瓦窯跡があり、コナラなどの落葉広葉樹やアラカシ、シラカシなどの常緑広葉樹、スギ、ヒノキなどの針葉樹などで構成されている混合林となっています。また、南西部にある市民の森も、アカマツやテーダマツを中心とした針葉樹やヤマザクラやコナラなどの広葉樹から形成されています。こうした市内の樹林には、オオムラサキやキンラン、ギンランなどの貴重な動植物が見られます。

イ. 水辺

都幾川や市野川などの河川では、オイカワやウグイなどの魚類や水生昆虫が多数生息しており、カワセミも見られます。また河川敷や中州の砂れき地では、イカルチドリが繁殖していたり、セグロセキレイが餌を探しにきたりします。ヨシやオギのある湿地ではオオヨシキリ、水路周辺の茂みにはゲンジボタルやヘイケボタルが見られるなど、水辺環境特有の生態系が形成されています。上唐子や新屋敷をはじめとするホタルの里では、地域でホタルの生息環境を守る取組が積極的に行われています。

ウ. 谷津・農地

台地や丘陵地に細かく入り組んだ谷津や市内に残る農地では、ニホンアカガエルやトウキョウダルマガエルなどの両生類、水路にはドジョウやミナミメダカなどの水生生物、そしてそれらを餌とするアオサギやゴイサギなどが生息しています。

特に市の南西部に位置する高坂台地に広がる谷津は周辺に形成される斜面林などとともに構成され、希少種のトウキョウサンショウウオなど多様な生き物が見られます。



オオムラサキ



カワセミ



キンラン



ホンドタヌキ

市内には各環境共通の生態系上位種であるオオタカやノスリなどの猛禽類、哺乳類ではホンドタヌキ、ニホンイタチなども確認されており、これらの生き物の存在によって、本市は豊かな生態系が形成されていることがわかります。

しかしながら、特定外来生物であるアライグマやクビアカツヤカミキリ、オオキンケイギクなどの増加、農薬や殺虫剤などの化学物質の使用、人間活動による生息・生育地の減少、ライフスタイルの変化・後継者不足などによる自然環境の悪化やイノシシなどの有害鳥獣の増加、地球温暖化などが生態系へ影響を及ぼしています。そのため、希少野生動植物の保護及び特定外来生物を始めとする「侵略的外来生物」の駆除を適正に行い、多種多様な動植物が生息・生育できる自然環境を保全することが重要です。

参考文献 ・東松山市教育委員会, 東松山市の生き物 散歩道で出会える動植物, 2020年3月
・東松山自然倶楽部, 東松山市「市民の森」の動植物リスト 2004~2014の記録, 2015年7月

(7) 河川水質

市内7河川11地点の年間BOD値（Biochemical Oxygen Demand：生物化学的酸素要求量）の平均値は以下のとおりです。

過去15年間では、一部で環境基準を超える河川もありますが、合流する市野川、都幾川、越辺川では環境基準*に適合しており、おおむね良好な水質が維持されています。

また、「くらかけ清流の郷」上流部（都幾川月田橋）における水質調査においても、水浴場として環境基準*に適合しており、おおむね良好な水質が維持されています。

表1 市内河川の年間BOD平均値

単位：mg/l

河川名	調査地点	2011	2013	2015	2017	2019	2021	2022	2023	2024	環境基準
滑川	① 上橋	3.2	2.3	3.4	4.0	3.4	2.7	2.2	4.2	2.6	3.0
	② 不動橋	3.2	4.2	3.3	5.2	5.2	3.3	2.5	4.7	4.4	3.0
市野川	③ 西耕地	1.8	2.0	1.3	1.6	1.5	1.8	1.6	1.7	1.7	3.0
	④ 滑川合流点下流	2.6	2.4	2.2	3.3	3.6	2.4	1.7	2.3	2.8	5.0
	⑤ 新江川合流点下流	3.7	3.2	3.7	3.1	3.8	3.3	1.8	2.3	2.5	5.0
新江川	⑥ 市野川合流点上流	1.8	1.6	1.2	1.5	1.5	3.1	1.3	1.4	1.2	5.0
都幾川	⑦ 月田橋	0.8	0.9	0.8	1.2	1.0	0.9	0.9	0.6	0.6	2.0
	⑧ 早俣橋	1.2	1.8	0.9	0.7	0.6	0.6	0.6	0.5	0.6	2.0
越辺川	⑨ 都幾川合流点上流	1.4	1.3	1.0	0.8	1.0	1.1	0.9	0.8	0.7	3.0
九十九川	⑩ 越辺川合流点上流	3.5	3.3	1.8	4.3	4.1	3.3	3.8	3.3	3.3	3.0
角川	⑪ 東松平橋	1.9	1.8	2.0	4.8	12.0	1.0	1.4	0.9	1.5	3.0

*水域ごとに類型指定されるため、環境基準はそれぞれ異なる。

**網掛けは環境基準を超えてしまったもの。

**滑川、新江川、九十九川、角川については、流入先河川の環境基準の数値を準用する。



図8 水系図

2. 社会的背景

(1) 気候変動と温室効果ガス排出削減に向けたパリ協定の締結

ア. 地球温暖化と気候変動について

近年の気候の変化には人間の活動が深く関係していて、地球温暖化に最も大きく影響を与えているのは、温室効果ガスの一つである二酸化炭素の増加であることがわかっています。

地球温暖化による気候変動は、猛暑日や短時間強雨の発生回数の増加などの異常気象、生態系への悪影響など、自然環境に様々な影響を及ぼす原因となります。

自然環境への影響だけにとどまらず、熱中症リスクの増加、豪雨による災害の増加、農作物の品質低下など、人間社会への影響を引き起こす原因となります。

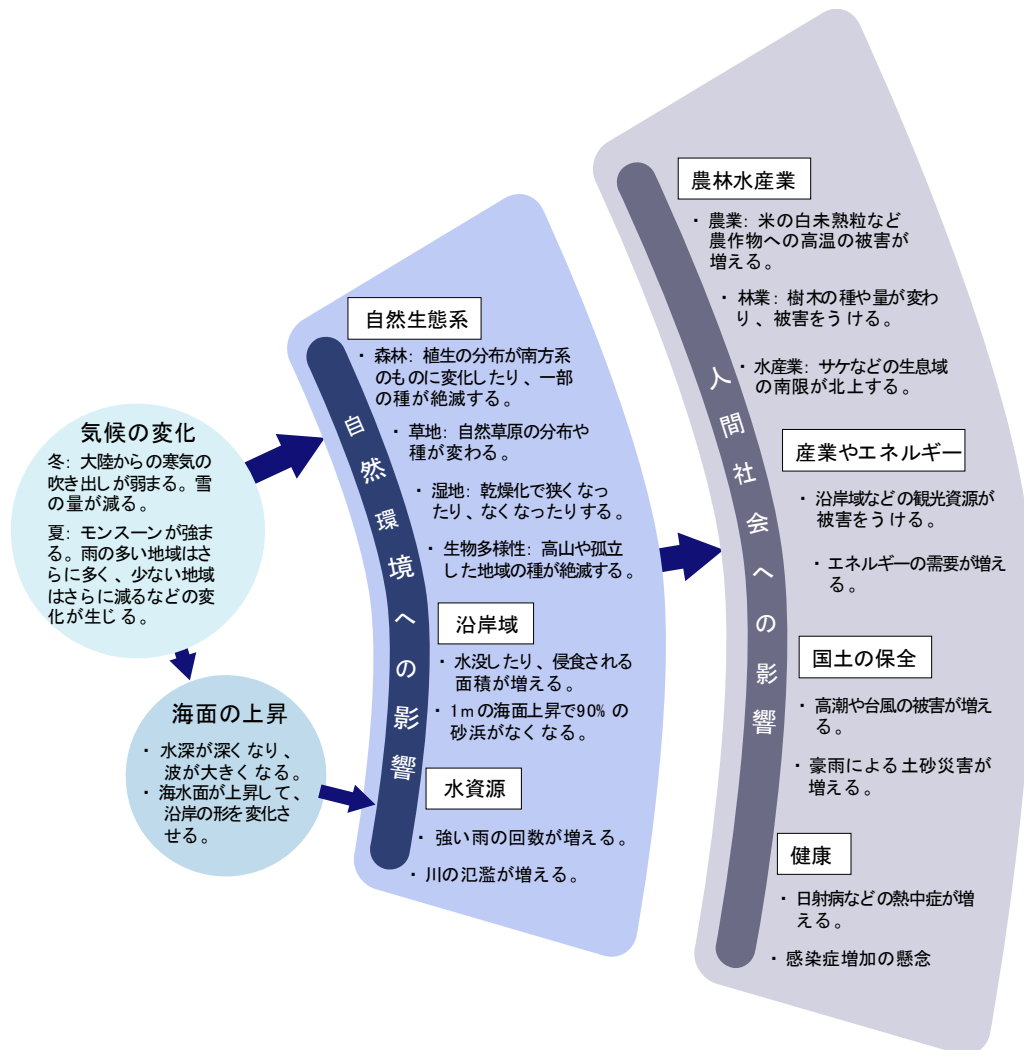


図9 温暖化影響の全体像（日本の場合）

出典：環境省 STOP THE 温暖化 2005 を改変

イ. 温室効果ガス排出削減に向けたパリ協定の締結

2015年に気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）で採択された「パリ協定」では、世界共通の長期目標として、「平均気温の上昇を産業革命以前より2℃よりも十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を迫ること」とされています。これは気温が2℃上昇すると、1.5℃上昇した場合と比べて、洪水や豪雨等のリスクが高まり、気象災害、生態系など多様な分野で悪影響が増大するとされているためです。

日本では、「パリ協定」に基づき、2016年に策定した「地球温暖化対策計画」の中で、温室効果ガスの排出量を2030年度までに2013年度比マイナス26%にするという削減目標を設定していましたが、その後、2021年に改訂された「地球温暖化対策計画」では、温室効果ガスの排出量を2030年度までに2013年度比マイナス46%にするという削減目標に見直ししています。

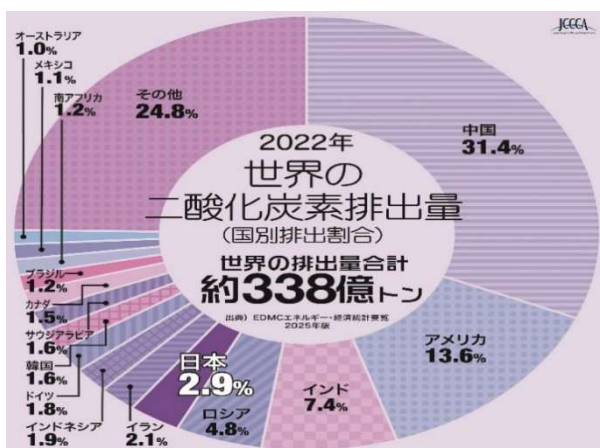
また、2025年に改訂された「地球温暖化対策計画」では、温室効果ガスの排出量を2035年度、2040年度までに、それぞれ2013年度比マイナス60%、73%にするという削減目標が設定されています。

コラム

各国の最新の動向

主要な国の温室効果ガス削減目標

中国	2030年までにGDP当たりの排出量を2005年比 65%以上 削減	2060年までに温室効果ガス排出量実質ゼロ
アメリカ	2019年11月に離脱を正式に表明、 2021年1月に復帰する文書に署名 2026年1月に離脱予定	離脱予定
E U	2030年までに1990年比 55%以上 削減	2050年までに温室効果ガス排出量実質ゼロ
インド	2030年までにGDP当たりの排出量を2005年比 45% 削減	2070年までに温室効果ガス排出量実質ゼロ
ロシア	2030年までに1990年比 30% 削減	2060年までに温室効果ガス排出量実質ゼロ
オーストラリア	2030年までに2005年度比 43% 削減	2050年までに温室効果ガス排出量実質ゼロ
日本	2030年度までに2013年度比 46% 削減 さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていく	2050年までに温室効果ガス排出量実質ゼロ



世界の二酸化炭素排出量 図10

JCCCA (全国地球温暖化防止活動推進センター)
WEB サイトより抜粋

(2) 廃棄物に関する問題

ア. プラスチック類の資源循環の推進

海洋プラスチックごみ問題や気候変動問題等への対応を契機にプラスチック資源循環を促進する重要性が高まり、2022年4月「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（プラスチック資源循環促進法）」が施行されました。

プラスチック製品の設計から廃棄、リサイクルまでの資源循環を促進することを目的にし、CO₂排出量削減にも効果があります。リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）の3Rに加え、リニューアブル（再生可能資源への転換）を重要視しており、環境負荷の低減及び持続可能な社会の実現に向けて取り組む必要があります。

本市においても循環型社会への転換を図り、ごみの減量化、資源化を進めるとともに環境負荷の低減に資する安定的なごみ処理体制の構築を目指します。

イ. プラスチックごみの排出量

国内の廃プラスチック総排出量は減少傾向にあります。市内の家庭から出るプラスチックごみの量は、2020年度までは増加傾向、直近4年間は減少傾向にあります。引き続きプラスチックごみの削減への取り組みを継続します。

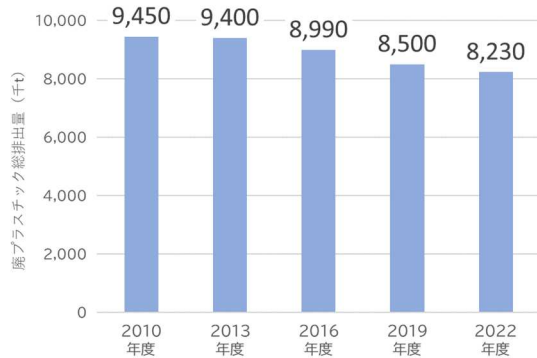


図11 国内の廃プラスチック総排出量

出典：環境省 環境統計集より抜粋

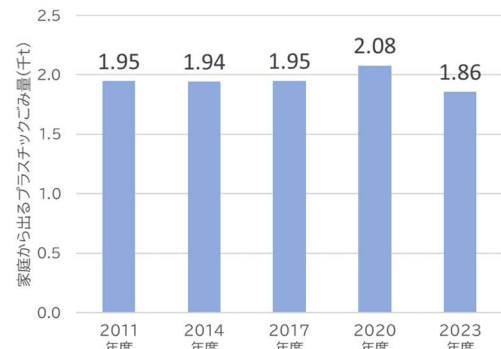


図12 東松山市の家庭から出るプラスチックごみの量

出典：東松山市クリーンセンター資料

ウ. 一人1日当たりのごみの排出量

本市のごみの排出量及び市民一人1日当たりのごみの排出量は、2020年度まではコロナ禍による在宅生活の増加などを原因として増加傾向にありましたが、直近4年間は減少傾向にあります。

引き続きごみの削減への取り組みを継続します。

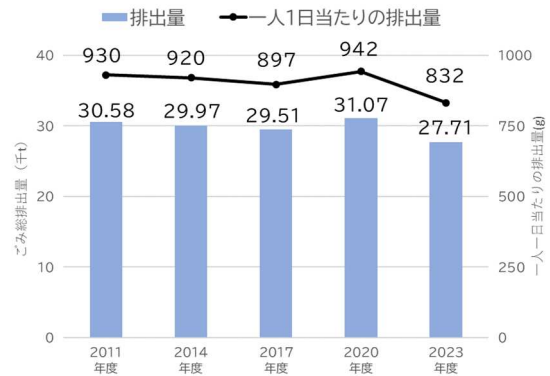


図13 一般廃棄物のごみ排出量と一人1日当たりのごみ排出量

出典：東松山市クリーンセンター資料

(3) 生物多様性保全に向けた動向

私たちヒトを含め、地球上の生き物はあらゆる環境に適応し、つながり合いながら豊かな個性を育んでいます。この生き物同士のつながりと豊かな個性、すなわち生物多様性が、食料や飼料、エネルギー、薬品や遺伝資源、健康などの多種多様な面から私たちの生活を支え、多くの恵みをもたらしています。

1992年に生物多様性条約が採択され、世界各国で生物多様性の保全に向けて取り組んでいます。2010年に愛知県で開催された生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)では、生物多様性の保全を目指して、具体的な数値目標が設定された愛知目標が採択されました。この目標達成のため、「生物多様性及び生態系サービス*に関する政府間科学-政策プラットフォーム(IPBES)」が2012年4月に設立され、世界中の研究成果を基に政策提言を行っています。

我が国でも、生物多様性の保全に向け、2008年に生物多様性基本法が施行されました。本法に基づき、2012年には愛知目標の達成に向けた生物多様性国家戦略2012-2020が策定され、「生物多様性」の認知度向上や生態系ネットワーク*の整備等に取り組んでいます。

2022年にカナダ・モントリオールで開催された生物多様性条約第15回締約国会議(COP15)では、2010年に採択された愛知目標の後継となる、2030年までの世界目標「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択され、各国はそれを踏まえ生物多様性国家戦略を策定・改定することが求められました。我が国ではこれに先立ち生物多様性国家戦略の見直しの検討を進め、2023年に生物多様性国家戦略2023-2030を策定しました。

また地方自治体においても、生物多様性の保全と持続可能な利用の重要性を浸透させ、地域における様々な取組を進めていくことが望まれています。

本市においても、地域に生息・生育する生き物及び生態系ネットワークを意識した生息・生育環境の保全が求められます。

※生態系サービスとは、食料や水の供給、気候の安定など、自然(生物多様性)から私たちの生活にもたらされ、支えてくれる恵みのこと。

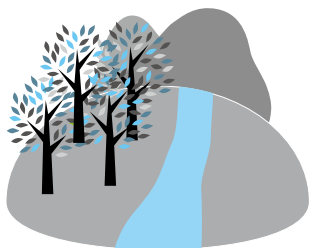
※生態系ネットワークとは、生態系の拠点の適切な配置やつながりのこと。

コラム

3つの生物多様性

生物多様性条約では、「生態系」「種」「遺伝子」の3つのレベルで多様性があるとしており、合わせて保全することが重要となります。

生態系の多様性



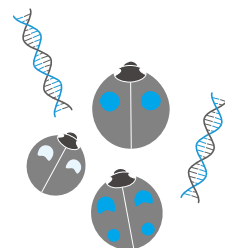
森林、里山、河川など様々なタイプの自然があること。

種の多様性



動植物、細菌など、様々な生き物がいること。

遺伝子の多様性



同じ種でも異なる遺伝子を持つことで、形や模様、生態などに多様な個性があること。

(4) 持続可能な開発のための 2030 アジェンダ(持続可能な開発目標:SDGs)

2015年以降の国際的な潮流として、環境保全、経済的・社会的福祉、平和や平等を考慮した、全ての国が参加できる意欲的かつ普遍的な枠組みが求められてきました。

その流れを受けて、具体的でわかりやすく、実際の行動を促すようなアジェンダが策定され、2015年9月の「国連持続可能な開発サミット」において、150を超える加盟国首脳の参加のもと、その成果文書として、「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択されました。

このアジェンダは、人間、地球及び繁栄のための行動計画として17の目標と169のターゲットからなる持続可能な開発目標(SDGs)を掲げています。

SDGsは、5原則(普遍性・包摂性・統合性・参画性・透明性と説明責任)において取り組むことにより持続的な社会・経済価値の形成に資することができることとされており、また、1つの行動によって複数の側面において利益を生み出すマルチベネフィットを目指すことができるという特徴があります。

国内においては、政府内にSDGs推進本部を設置し、施策実施と国際協力の両面で取り組む体制を整え、計画達成に向け防災、保健、人権、教育、ジェンダーの分野別にそれぞれ取組が行われており、地方自治体や事業者においても目標達成への取組やSDGsの考え方の導入が進んでいます。

本市においても実際の個別事業実施段階において、SDGsの考え方を導入してまいります。

●17の目標

 <p>1 貧困をなくそう</p>	<p>目標 1[貧困] あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる</p>	 <p>2 飢餓をゼロに</p>	<p>目標 2[飢餓] 飢餓を終わらせ、食糧安全保障及び栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する</p>	 <p>3 すべての人に健康と福祉を</p>	<p>目標 3[保健] あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する</p>
 <p>4 質の高い教育をみんなに</p>	<p>目標 4[教育] 全ての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する</p>	 <p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p>	<p>目標 5[ジェンダー] ジェンダー平等を達成し、全ての女性及び女性のエンパワーメントを行う</p>	 <p>6 安全な水とトイレを世界中に</p>	<p>目標 6[水・衛生] 全ての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する</p>
 <p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p>	<p>目標 7[エネルギー] 全ての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的なエネルギーへのアクセスを確保する</p>	 <p>8 働きがいも経済成長も</p>	<p>目標 8[経済成長と雇用] 包摂的かつ持続可能な経済成長及び全ての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する</p>	 <p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p>	<p>目標 9[インフラ、産業化、イノベーション] 強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る</p>
 <p>10 人や国の不平等をなくそう</p>	<p>目標 10[不平等] 国内及び各国家間の不平等を是正する</p>	 <p>11 住み続けられるまちづくりを</p>	<p>目標 11[持続可能な都市] 包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する</p>	 <p>12 つくる責任 つかう責任</p>	<p>目標 12[持続可能な消費と生産] 持続可能な消費生産形態を確保する</p>
 <p>13 気候変動に具体的な対策を</p>	<p>目標 13[気候変動] 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる</p>	 <p>14 海の豊かさを守ろう</p>	<p>目標 14[海洋資源] 持続可能な開発のために、海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する</p>	 <p>15 陸の豊かさを守ろう</p>	<p>目標 15[陸上資源] 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処並びに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する</p>
 <p>16 平和と公正をすべての人に</p>	<p>目標 16[平和] 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、全ての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する</p>	 <p>17 パートナリシップで目標を達成しよう</p>	<p>目標 17[実施手段] 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化させる</p>		

(5) 災害や新型コロナウイルスの流行を契機とするライフスタイルの変化

ア. 東日本大震災

2011年3月に発生した東日本大震災に伴う原子力発電所の事故に関連する放射能の問題や発電所停止による電力ひっ迫はそれまでの市民意識を大きく変化させました。

震災後、長期間の停電や長引く計画停電等、それまで当たり前であった電力供給がなくなった場合の生活の不便さは経験したことのない不安をもたらしました。

2011年度の市民意識調査報告書では、有害化学物質による人体の影響を懸念する人が増加しました。実際には、食材には生産地や放射能濃度確認の有無が明記されるようになりました。2013年度の市民意識調査報告書では、防災・減災意識の高揚や、ボランティアに参加する人の割合が増加しました。

また、節電意識の高まりとともに、太陽光発電設備の設置数の大幅な増加や家庭用蓄電池、電気自動車の普及など、エネルギー自給を意識した生活志向が高まりました。



出典：消防庁 東日本大震災記録集

イ. 令和元年東日本台風による水害

2019年10月に上陸した令和元年東日本台風(台風第19号)は、東日本を中心に17地点で500mmを超える降水量を観測し、関東地方の7か所で瞬間最大風速40mを超える暴風となりました。市内でも越辺川や都幾川などが決壊、内水面でも広く氾濫し、浸水などの大きな被害が発生しました。

水害という地域全体を巻き込む災害時の避難所の運営、災害発生状況や避難情報の伝達手段、実際に被災した方への支援の在り方や災害ごみの処分など、解決すべき課題も多く残しました。また、地域内の連携の重要性など、災害に備えた地域活動も防災上の必要性が高まりました。

ゲリラ豪雨の増加や台風の大型化など、地球温暖化による気候変動の影響と考えられる現象が顕在化しています。



鞍掛橋 右岸側

ウ. 新型コロナウイルスの流行

2019年末、世界中で急速に感染が広がりはじめ、日本では2020年1月に初めて感染者が確認された新型コロナウイルスは、世界中で多くの感染者が発生し、各国で都市封鎖が行われるなど人々の生活のみならず、世界経済へも大きな影響を及ぼしています。

日本でも政府から緊急事態宣言が発出され、市民生活が大きく制限されました。感染の拡大防止策として、テレワークの増加や、3つの密(密閉、密集、密接)を回避する行動など、「新しい生活様式」が求められています。

また、外出自粛に伴い家庭ごみが増加したり、家の片付けにより粗大ごみが増加したりしています。

新しい生活様式とは

飛沫感染や接触感染、さらには近距離の会話などへの対策をこれまで以上に日常生活に取り入れた生活様式のこと。



3. 環境に関するアンケート調査結果（概要）

本計画の策定にあたり、2019年度に市民、自治会、事業者、環境市民団体、小学生及び中学生を対象に環境に関するアンケート調査を実施し、環境に関する意識の傾向と環境需要を明らかにしました。アンケートの対象と回収結果、調査結果（概要）は以下のとおりです。

アンケート対象

調査対象	配布数	回収数	回収率	配布方法
市民	1,000	375	37.5%	住民基本台帳から18歳以上の個人を無作為抽出
自治会	480	437	91.0%	自治会長を通じて自治会ごとに5名ずつ配布
事業者	50	21	42.0%	市内事業所から業種比を考慮して配布
環境市民団体	20	18	90.0%	市民プロジェクト登録歴がある団体へ配布
小学生	768	746	97.1%	市内全小学校5年生へ学校を通じて配布
中学生	733	678	92.5%	市内全中学校2年生へ学校を通じて配布

※市民、自治会アンケートについては、2019年10月に発生した令和元年東日本台風による被災を受けた地域は対象から除いている。

（市民・自治会）問8 あなたは第2次東松山市環境基本計画を知っていますか。

項目	市民	自治会
1 内容を知っている	6.7%	14.6%
2 名前を聞いたことがある	24.5%	34.3%
3 知らないが、関心がある	28.5%	23.8%
4 知らない	40.0%	26.8%
5 無回答	0.3%	0.5%

※回答者における割合です

第2次計画の認知度
…50%未満
市民プロジェクトの認知度
…40%未満

本計画を広く市民に知らせ、協働の取組を促進させることが求められる。

（市民・自治会）問10 あなたは第2次東松山市環境基本計画の「市民プロジェクト」を知っていますか。

項目	市民	自治会
1 内容を知っている・活動団体を知っている	4.0%	8.0%
2 名称は知らないが、関心がある	15.7%	20.6%
3 名称は知っているが、内容は知らない	24.3%	26.8%
4 知らない	55.7%	42.3%
5 無回答	0.3%	2.3%

（環境市民団体）問6 協働について、どのように考えますか。

項目	件数	割合
1 積極的に協働に取り組みたい	8	44.4%
2 内容によっては取り組みたい	6	33.3%
3 協働の必要性を感じない	0	0.0%
4 その他	4	22.2%
5 合計	18	100.0%

協働への意欲の高さがうかがえる。

（小・中学生）問8 東松山市がどのような環境のまちであってほしいですか。

項目	小学生	中学生
1 ごみが落ちていないきれいなまち	85.1%	79.8%
2 野山や川など、自然の景色がきれいなまち	83.4%	76.3%
3 わき水や水路、川などがきれいなまち	79.6%	73.3%
4 空気がきれいなまち	79.5%	81.6%
5 うるさい音やいやなおいなしなまち	76.9%	69.5%
6 公園や水辺などが近くにあり、外で遊ぶことができるまち	68.6%	54.6%
7 鳥や虫などの生き物が多くすんでいる畑や田んぼがあるまち	55.1%	37.2%

きれいな街並み・自然を望む回答が多かった。

(市民) 問9 市が実施する環境保全に関する施策に対する評価

項目	評価	わからない +無回答
1 農産物直売所や観光農業を充実させる	71.2%	15.5%
2 ごみの削減・リサイクルに取り組む	63.5%	20.0%
3 公共施設の緑化を推進する	62.1%	17.1%
4 農産物の地産地消を推進する	59.2%	22.1%
5 公園や子ども広場の充実を図る	54.9%	16.8%
6 河川敷の清掃や河川の浄化活動を行う	54.1%	26.1%
7 プラスチックごみの削減に取り組む	51.5%	19.2%
8 家庭での生ごみ減量化・堆肥化を支援する	51.5%	19.2%
9 河川や地下水の水質調査を行う	51.5%	29.1%
10 ホタルの里づくり事業を推進する	50.7%	26.7%
11 自然の魅力を活かしたまちづくりを推進する	49.6%	25.1%
12 公共施設へ自然エネルギー設備を導入する	49.1%	24.0%
13 自治会や地域ボランティアと連携した環境保全活動を行う	47.7%	26.7%
14 里山で遊び楽しむイベントを開催する	47.5%	28.3%
15 ごみの不法投棄対策を推進する	46.9%	22.7%
16 大気汚染・水質汚濁・騒音・振動・悪臭等の公害対策を推進する	44.8%	24.0%
17 地球温暖化対策を率先して行う	44.0%	26.7%
18 里山や緑地を保全する市民・事業者を育てる	43.2%	30.9%
19 環境みらいフェアなど、楽しく環境を学べる機会を充実させる	43.2%	32.5%
20 水辺で遊び楽しむイベントを開催する	42.9%	28.8%
21 食の循環や環境を意識した食育を推進する	42.9%	34.1%
22 地元の良さを地元で再発見する活動を行う	41.9%	28.5%
23 農業者に対する支援を行う	39.7%	38.7%
24 生物多様性保全を推進する	38.9%	37.1%
25 食品ロスの削減に取り組む	38.7%	24.3%
26 家庭への省エネルギー設備導入に対する補助を行う	37.9%	24.5%
27 省エネルギー実践のための普及啓発を行う	37.3%	25.9%
28 耕作放棄地・遊休農地対策を推進する	36.5%	37.6%
29 岩殿地区の「市民の森」を活用する	35.5%	38.4%
30 商店街の空き店舗対策を推進する	32.8%	27.7%
31 パリ協定やSDGsなど国際的な枠組みに対応する	29.6%	42.4%

※評価は「評価できる」と「やや評価できる」の回答割合の合計です。

新設した農産物直売所やそれに伴う農産物地産地消については、評価が高くなっていった。また、ごみの削減、公園を含む公共施設に対する項目も高い傾向にあった。

パリ協定・SDGs、生物多様性といった新たな内容については、わからない・無回答が多く、評価も低くなっていった。農業関連や空き店舗対策、省エネルギー設備導入に対する補助などの項目についても評価が低い傾向にあった。

(市民) 問9 市が実施する環境保全に関する施策に対する重要度

項目	重要度	わからない +無回答
1 ごみの削減・リサイクルに取り組む	93.1%	6.7%
2 ごみの不法投棄対策を推進する	90.9%	5.3%
3 プラスチックごみの削減に取り組む	90.4%	5.9%
4 大気汚染・水質汚濁・騒音・振動・悪臭等の公害対策を推進する	89.3%	5.9%
5 食品ロスの削減に取り組む	87.7%	6.4%
6 地球温暖化対策を率先して行う	86.7%	8.5%
7 河川や地下水の水質調査を行う	84.0%	8.8%
8 河川敷の清掃や河川の浄化活動を行う	82.7%	9.3%
9 家庭での生ごみ減量化・堆肥化を支援する	82.4%	8.8%
10 公共施設へ自然エネルギー設備を導入する	80.5%	10.1%
11 省エネルギー実践のための普及啓発を行う	77.6%	7.5%
12 公園や子ども広場の充実を図る	77.6%	8.5%
13 商店街の空き店舗対策を推進する	77.3%	12.5%
14 農産物直売所や観光農業を充実させる	76.3%	9.1%
15 家庭への省エネルギー設備導入に対する補助を行う	75.7%	8.0%
16 農産物の地産地消を推進する	74.1%	12.0%
17 自然の魅力を活かしたまちづくりを推進する	73.9%	9.9%
18 農業者に対する支援を行う	71.5%	14.9%
19 食の循環や環境を意識した食育を推進する	71.2%	12.8%
20 自治会や地域ボランティアと連携した環境保全活動を行う	71.2%	11.5%
21 公共施設の緑化を推進する	70.4%	8.0%
22 耕作放棄地・遊休農地対策を推進する	70.4%	16.0%
23 里山や緑地を保全する市民・事業者を育てる	67.7%	13.9%
24 パリ協定やSDGsなど国際的な枠組みに対応する	67.2%	22.7%
25 地元の良さを地元で再発見する活動を行う	65.6%	11.2%
26 生物多様性保全を推進する	65.6%	17.1%
27 ホタルの里づくり事業を推進する	61.3%	13.3%
28 環境みらいフェアなど、楽しく環境を学べる機会を充実させる	61.3%	13.6%
29 里山で遊び楽しむイベントを開催する	54.9%	14.4%
30 水辺で遊び楽しむイベントを開催する	48.0%	13.9%
31 岩殿地区の「市民の森」を活用する	43.7%	27.2%

※重要度は「重要」と「やや重要」の回答割合の合計です。

市民の生活に直接関係するごみ関連の重要度が高い傾向にあった。公害対策や、河川の美化、水質改善などの身近な環境保全に対する意識が高い傾向にあった。多くの市民が地球温暖化対策を率先して行うことを重要と考えていた。

パリ協定・SDGsといった新たな内容については、評価と同様で重要度も低くなっていった。生物多様性保全やホタルの里づくり事業など、生き物の保全に対する意識が低いようである。市で開催する環境イベントも低い傾向にあった。

課題

- まち・環境の美化活動の継続
- 評価が低い項目 = 認知度も低い項目 ⇒ 周知・啓発の強化が必要

4. 第2次計画における指標達成状況一覧

第2次計画では、本市が目指すべき環境像を基本理念として定め、基本理念を達成するための3つの目標と目標実現のための7つの笑顔プランを設定し、各種施策を推進してきました。施策の取組内容に対しては毎年度環境年次報告書を作成し、東松山市環境審議会から評価をいただくとともに、指標を用いた定量的な評価を行ってきました。

笑顔プランごとの指標及び最新の実績値を示しました。併せて、第2次計画では指標の目標値が設定されていないため、指標設定時からどの程度改善したかを示す「指標評価」を示しました。

表2 笑顔プランごとの指標評価

笑顔プラン	指 標	基準値 (2011)	指標成果 (2019)	指標評価
1	市民一人1日当たりのごみ排出量を減らす (g)	930	937	☹️
	ごみの再資源化率を高める (%)	16.24	19.08	😊😊😊
	埋立て処分量を減らす (t)	3,491.28	2,073.97	😊😊😊
2	住宅用太陽光発電設備設置世帯の割合を増やす (%)	(2013) 4.5	6.99	😊😊😊
	住宅用太陽光発電設備導入によるCO ₂ 排出削減量を増やす (t-CO ₂)	(2013) 3,400	6,541	😊😊😊
	太陽光(熱)設備を設置する公共施設数を増やす (施設)	6	27	😊😊😊😊
3	市内の森林面積を増やす (ha)	459	439	☹️
	市民1人当たりの都市公園の面積を増やす (㎡)	17.79	19.15	😊😊😊
4	市民農園区画数を増やす (区画)	188	169	☹️
	認定農業者数を増やす (人)	31	29	☹️
	新規就農者数を増やす (人)	4	10	😊😊😊😊
	農産物直売所の販売金額を増やす (百万円)	231	610	😊😊😊😊
	担い手への利用権設定面積を増やす (ha)	(2014) 129	206	😊😊😊
5	河川水質の環境基準(BOD)達成率を高める (%)	75	68.8	☹️
	汚水処理人口普及率を高める (%)	81.1	95.4	😊😊😊
6	地元へ愛着を持つ市民の割合を増やす (%)	71.1	(2018) 71.7	😊😊
	地域の活動に参加している市民の割合を増やす (%)	42.4	(2018) 41.0	☹️
7	環境に配慮した生活を心がける市民の割合を増やす (%)	89.6	(2018) 87.4	☹️
	ボランティア活動をしている割合を増やす (%)	23.9	(2018) 27.4	😊😊😊
	「活気とにぎわい」の印象が良いと思う市民の割合を増やす (%)	5.5	(2018) 9.6	😊😊😊

☹️ : 後退、😊😊 : 横ばい、😊😊😊 : 改善、😊😊😊😊 : 大きく改善

5. 第2次計画の定性評価

第2次計画の実施状況を把握するため、各担当課所の実施状況調査を基に、環境年次報告書を作成しています。笑顔プランごとに市の施策、想定される市民プロジェクト状況、注目標の改善状況の結果を踏まえて、A～Cの3段階評価としました。

※定性評価とは、数字では表すことのできないものに対する評価、またその評価方法のこと。

● 総評

総評	内容
A	第2次環境基本計画の方針、事業を継続
B	第2次環境基本計画の方針を継続しつつ、一部の事業内容等を見直し
C	第2次環境基本計画の方針、事業内容等を再検証

● 定性評価（笑顔プラン1～2）

笑顔プラン1 ごみ・無駄・危険をなくす
「ゼロ・ウェイスト宣言」にチャレンジする。

総評 **B**

ごみの減量化・資源化や市民参加制度の充実、家庭での生ごみ減量化の支援、不法投棄防止対策及び騒音・振動等の公害対策などの取組を推進しています。事業者等との連携により実践可能な取組については未実施のものがあります。「もったいない！」運動の展開により、市民のごみ排出量は減少傾向にありましたが、事業系ごみが増加して直近では上昇傾向にあります。事業者に対する取組を検討することが重要です。

市民プロジェクトでは、ごみの3Rや有害化学物質削減に向けた市民への啓発活動が実践されています。

今後は、既存の取組をさらに推進するとともに、事業者等との連携体制を構築することで推進可能な取組を検討することが必要です。

笑顔プラン2 エネルギーの自給を目指し、自然エネルギーを活用する。

総評 **A**

地球温暖化対策のための行政の率先実行計画の策定や市民の省エネ設備導入に対する補助制度の充実、幅広い世代の市民への普及啓発などの取組に加え、第2次計画の部門別計画と位置づけられた東松山市エコタウンプロジェクト基本計画・実施計画の策定により、公共施設の創・省・蓄エネ対応や街路灯のLED化、駅周辺の創・省エネ対応を推進しています。また、市民プロジェクトにより太陽光やバイオマスエネルギー普及に向けた講習会等が実施され、市民への普及啓発の充実が図られています。

今後は、地球温暖化対策のさらなる推進のため、行政による取組に加え、市民や事業者を巻き込んだ温室効果ガス排出削減のための取組を推進する必要があります。

● 総評

総評	内容
A	第2次環境基本計画の方針、事業を継続
B	第2次環境基本計画の方針を継続しつつ、一部の事業内容等を見直し
C	第2次環境基本計画の方針、事業内容等を再検証

● 定性評価（笑顔プラン3～5）

笑顔プラン3 里山・緑地を楽しみ、守り、育てる。

総評 **B**

東松山市みどりの基本計画策定による緑地の保全の在り方の決定や事業者との連携による保全、公共施設の緑化、市民の森を活用した環境学習の推進及び地域と連携した公園管理などの取組を推進しています。しかしながら、屋敷林や民有林など私有地における保全に関する取組については未実施のものがあ、市内の森林面積についても減少傾向にあります。

市民プロジェクトでは市民の森を活用した環境学習の実施や民有林の保全活動が実施されています。

今後は、市有地である里山・緑地の保全を継続するとともに、事業者や市民団体との連携体制を構築し、民有林の保全に向けた働きかけを実施することが必要です。

笑顔プラン4 食と農の暮らしの理解を深め、地産地消で農業を支える。

総評 **A**

東松山市農林公園の再整備により、イチゴをはじめとした様々な農作物の収穫体験を実施できるようになり、市民が食や農について理解を深める機会の創出につながりました。また、成果指標からも確認ができるとおり、新規就農希望者に対する支援、農業法人への働きかけを通じた耕作放棄地対策、農産物直売所の充実、農業の多角経営支援等の取組の成果として、農地の保全や地産地消が推進されていると言えます。

市民プロジェクトにおいても地域における農業の取組や耕作放棄地対策が実施されています。

地域の農業を支援する取組は順調に実施されており、今後も継続して推進することが必要です。

笑顔プラン5 水辺の豊かさを取り戻し、まちづくりにいかす。

総評 **A**

「水辺をいかしたまちづくり」を目指し、家庭からの排水等の改善や水辺空間の整備、水辺コミュニティ支援、環境学習の推進及び河川などの水質調査や清掃活動を推進しています。市民プロジェクトにおいても水辺を活用した環境学習やホタルの里づくりが実施されています。

今後は、既存の取組をさらに推進するとともに、河川の水質向上に向けた取組を検討することが必要です。

● 総評

総評	内容
A	第2次環境基本計画の方針、事業を継続
B	第2次環境基本計画の方針を継続しつつ、一部の事業内容等を見直し
C	第2次環境基本計画の方針、事業内容等を再検証

● 定性評価（笑顔プラン6～7）

笑顔プラン6 “ないものねだり” から “あるものさがし” へ
地域の魅力を発信する。 総評 **C**

地域の特色を生かした環境まちづくり活動の支援や地域資源を活用したウォーキングコースの設定、市民団体等の交流促進を図りました。しかしながら、地元学の実践やエコツーリズム・エコミュージアムに関する取組については未実施のものが多くあり、地域の活動への参加や自治会への加入も減少しています。

今後は、市民プロジェクトで実践されている内容をさらに、市民へ普及・啓発するとともに、市民の本市への愛着を醸成する必要があります。

笑顔プラン7 環境まちづくりで人づくりと地域おこしの仕組みをつくる。 総評 **B**

環境みらいフェアの開催や専門性を有する人材の登用、市民団体等の連携体制構築の支援及び環境と経済が両立する取組を推進しています。しかしながら、ボランティアや近隣大学及び事業者等と環境まちづくりに関する連携体制を構築するための取組については未実施のものが多くあります。

市民プロジェクトでは環境学習や人材育成の取組が多く実施されており、市民への普及啓発の充実が図られています。

今後は、既存の取組をさらに推進することが必要です。

6. 第2次計画から第3次計画への変遷について

第2次計画は環境の保全とまちづくりを一体のものとして捉え、市民との協働を前提に環境分野のみならず、地域経済の循環と持続可能な地域づくり、人々のつながりを再生するなど広く市民活動全般を包括する内容であったと言えます。

本計画を策定するにあたり、これまでの取組を検証し、発展・継承させるために、市民意識調査を実施したところ、市民、自治会においては環境問題に対する関心や問題解消に向けた意識が高いことが分かりました。特に、市民生活の上で、環境保全に関する身近な取組を行っている割合は高い傾向にあります。

一方、計画そのもの、あるいは市民プロジェクトなど、市や市民団体の取組が市民に十分に周知されているとは言えないため、環境に関する情報の発信と市民が参加しやすい環境学習の機会を増やすことが必要と考えられます。

ごみ問題に関する調査では、市の施策における満足度及び重要度が高くなっていて、マイクロプラスチックによる生態系への悪影響が世界的に問題視される中、2020年7月からレジ袋が有料化されたことによる市民の関心の高まりに合わせ、ごみの減量化や再資源化など継続した啓発活動も求められます。

また、第2次計画策定時から現在までの統計では、地球温暖化・ヒートアイランド現象が顕在化しており、2015年に採択された「パリ協定」においても、全世界で気温上昇の抑制や温室効果ガス排出量の削減を目指すこととされたことから、本市においても、さらなる対策が求められます。

こうしたことを踏まえ、本計画では、第2次計画から継続する市民プロジェクトとの連携を踏襲しながら、それまで3つの目標と7つのプランであったものを、環境分野に焦点を絞りつつ、生物多様性の保全や市民生活に直結する環境対策についても改めて対象とし、特に小・中学生に向けた環境学習の強化などを通じ、次世代育成への取組を拡大するとともに、第2次計画策定からこれまでの新たに対策が必要となる環境問題も対策に加えることとします。

なお、本計画から新たにSDGsの考え方を取り入れることとしますが、SDGsについてはその取組が発展する可能性が高いことから、具体的な事業実施の段階でSDGsの考え方を意識し実行することとします。



第3章 計画の目標

1. 基本理念

本計画の基本理念は、以下のとおりとします。

基本理念： 人と自然が輝く笑顔あふれるまちづくり

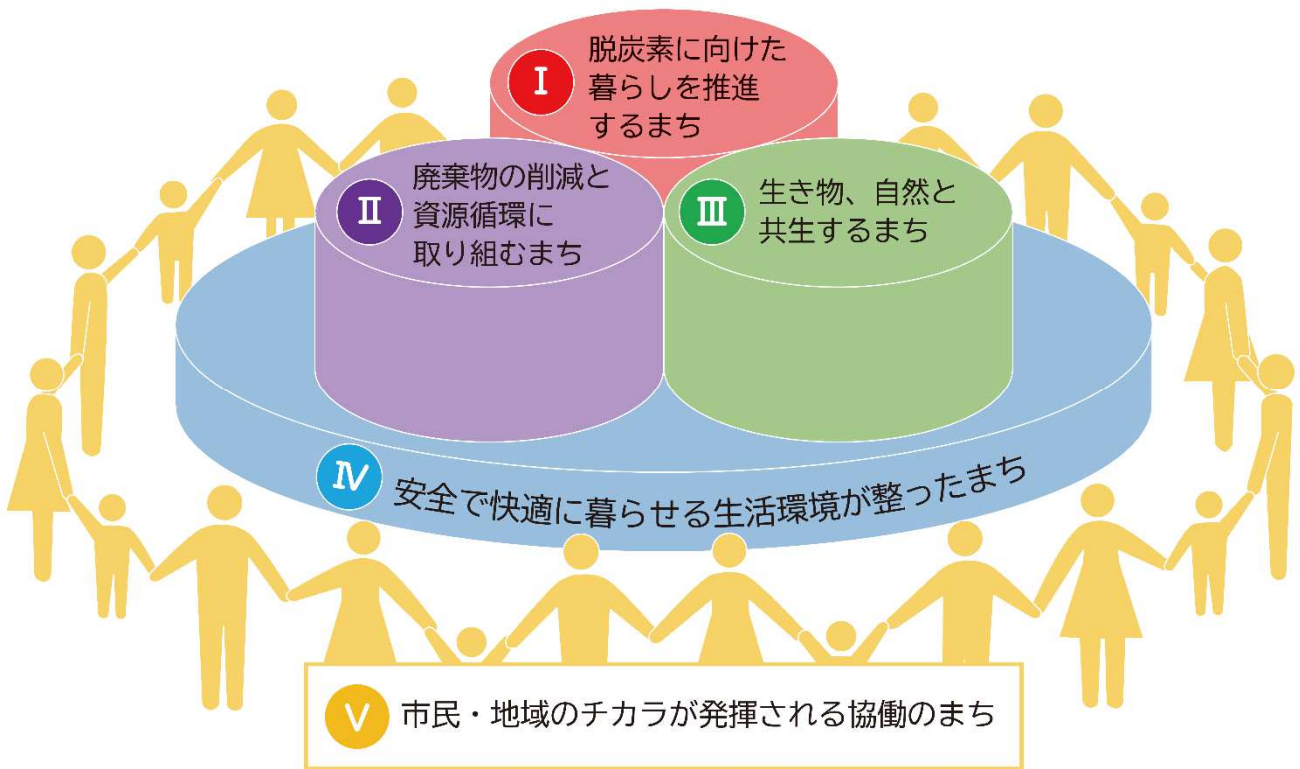


図14 計画の体系

第2次計画策定以降10年間の社会情勢の変化を踏まえ、「脱炭素」「廃棄物削減・資源循環」「自然共生」をキーワードとして施策を展開し、市民と協働で取り組むことで、笑顔があふれる、安全で快適に暮らせるまちを目指します。

2. 環境目標・施策の体系

世界的に取り組む必要のある環境問題や、本市を取り巻く現状を踏まえるとともに、みどり豊かな環境を維持し、環境負荷の少ない持続的発展が可能な都市を目指すため、将来の環境目標を設定します。

基本理念
人と自然が輝く笑顔あふれるまちづくり

環境目標

I

脱炭素に向けた暮らしを推進するまち

10年後の
気候変動を防ぎ、温暖化による影響を防ぐため、再生可能エネルギーへの転換が進み、地域ぐるみで温室効果ガスが削減されています。

II

廃棄物の削減と資源循環に取り組むまち

リデュース（削減）・リユース（再使用）・リサイクル（再資源化）の3Rが徹底され、不要なもの、環境を脅かすものをなくすゼロ・ウェイスト社会が実現しています。

III

生き物、自然と共生するまち

市民共通の財産である里山や谷津、水辺環境など、本市の自然が適切に保全され、生物多様性が守られています。

IV

安全で快適に暮らせる生活環境が整ったまち

典型7公害（大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭）を未然に防止するとともに、安全で快適に暮らせる生活環境が守られています。

V

市民・地域のチカラが発揮される協働のまち

市民や市民団体、地域や事業所などが行政とともに、それぞれの役割を認識し、協働して環境保全のための活動に取り組み、多様な主体の連携が進んでいます。

目指すべき姿

温室効果ガスの増加による地球温暖化は、日常生活が大きく関係し、影響は未来の子どもたちまで長く続きます。

再生可能エネルギーの積極的な活用と、ライフスタイル・ビジネススタイルの見直しをはじめ、多くの知恵と手段により脱炭素に向けた暮らしを推進します。

生ごみ処理容器「キエーロ」の利用や無駄な買い物をしない（リフューズ）など、地域ぐるみでごみの減量化（リデュース）を推進します。

また、ごみの分別を徹底し、リユースとリサイクルを推進するとともに、特にプラスチックごみの排出抑制を推進します。

人々の生活は豊かな自然がもたらす多様な生態系の恩恵に支えられています。生態系を維持するためには市内に残る里山や、身近な水辺環境やそこに生息する生き物を守る必要があるため、市民に身近な自然を保全するとともに市民が自然とふれあう機会を創出します。

騒音・振動・悪臭などの公害を未然に防止するため、定期的な検査を継続するとともに、事業者等に対し適正指導を行い、快適な生活環境を守ります。

また、市民の日常生活における環境配慮行動を促し、持続可能な地域社会の構築と美しい街並みを保全し、まち美化を推進します。

環境問題を市民一人一人が主体的に取り組む問題と認識するとともに、市民団体や事業者等の環境まちづくりに関する協力体制を充実し、パートナーシップによる課題解決や地域コミュニティの醸成を目指します。

基本施策

I-① 脱炭素社会の実現に向けた地域づくりの推進

I-② 再生可能エネルギーの推進

P28

II-① ごみの減量化の推進

II-② リユースの促進とごみの再資源化の推進

II-③ プラスチックごみの削減

P45

III-① 身近な生物多様性の理解と保全

III-② 地域ぐるみの水辺環境の保全

III-③ 豊かなみどりや農地の保全

P52

IV-① 公害防止と適正指導

IV-② 不法投棄対策の推進

IV-③ 良好な景観と生活環境の保全

P60

V-① 情報発信の充実

V-② 環境学習の推進

V-③ パートナーシップの構築

P67

第4章 目標実現のための取組

環境目標Ⅰ 脱炭素に向けた暮らしを推進するまち 東松山市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

近年の気候変動の影響を受け、世界は脱炭素に向けて大きくシフトし始めています。

ここでは、東松山市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）（以下、「区域施策編」といいます。）として、温室効果ガス排出の現状を踏まえた、脱炭素社会に向けた方策を示します。

（１）温暖化に関する社会情勢と本市のこれまでの取組

ア. 国内外の動向

パリ協定では、世界共通の長期目標として「世界的な平均気温の上昇を産業革命以前に比べ 2℃よりも十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追及すること」とされています。

この協定を踏まえ、日本では、「2030年度の温室効果ガス排出量を2013年度比で26%削減」という目標を設定し、埼玉県においても「埼玉県地球温暖化対策実行計画（第2期）」で、国の削減目標と同じく、2013年度比26%減を目標としました。

そして2020年10月に行われた臨時国会の所信表明演説において、「2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」と宣言しました。

その後、日本は、2021年4月に、2050年カーボンニュートラルと統合的で、野心的な目標として、「2030年度において、温室効果ガス46%削減（2013年度比）を目指すこと、さらに50%の高みに向けて挑戦を続けること」を表明しました。埼玉県においても「埼玉県地球温暖化対策実行計画（第2期）」を改正し、国の削減目標と同じく、2013年度比46%減を目標としました。

さらに日本は、2025年2月18日に、世界全体での1.5℃目標と統合的で、2050年カーボンニュートラルの実現に向けた目標として、2035年度、2040年度において、温室効果ガスを2013年度からそれぞれ60%、73%削減することを目指す、新たな「日本のNDC（国別削減目標等）」を、気候変動に関する国際連合枠組条約事務局に提出しました。

また、ゲリラ豪雨の増加や熱中症搬送者の増加など、地球温暖化による気候変動の影響と考えられる現象が顕在化しています。そのため、温室効果ガスの排出をできる限り抑制する「緩和策」に加え、気候変動の影響による被害の回避・軽減を図る「適応策」に取り組むため、2018年12月に「気候変動適応法」が施行されました。

その後、気候変動適応の一分野である熱中症対策を強化するため、気候変動適応法が令和5年4月に改正され、令和6年4月に施行されました。

埼玉県では適応策に取り組むため、「埼玉県気候変動適応センター」を設置し、県内の気候変動の実態やその影響、将来予測など、適応策に関する情報の収集・整理・分析を行い、県内自治体や事業者、県民に対して、適応策に関する情報提供を行っています。

イ. 本市における取組

本市ではこれまで、行政の事務及び事業における温室効果ガス排出量の削減に取り組むため、「東松山市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を策定し、公共施設における創・省・蓄エネルギーの推進、次世代自動車の導入などの取組を実践し、市民・事業者に対して先導的役割を果たしてきました。

また、埼玉県との協働事業である「埼玉エコタウンプロジェクト」の実施市に指定されたことを契機とし、市全域で創・省・蓄エネルギーに関する取組を広げ、公共施設への太陽光発電設備や蓄電池等の設置のみならず、街路灯のLED化、住宅への創・省・蓄エネ設備に対する補助、省エネ改修に関する市民向け講座や相談会の開催など、あらゆる機会を捉えて、地域のエコ化に取り組んできました。

「埼玉エコタウンプロジェクト」終了後も、引き続き市の敷地への電気自動車充電器設置による電気自動車の普及促進、既存住宅への太陽光発電設備設置補助等により、地域のエコ化に取り組んでいます。



エコタウンプロジェクト
ロゴマーク

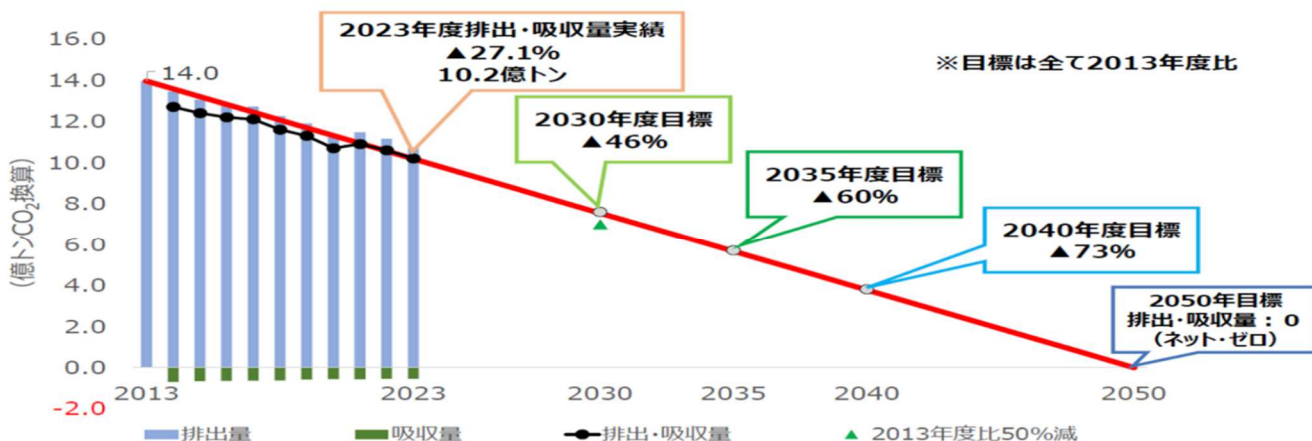


図15 日本の温室効果ガスの排出量・吸収量

環境省 2023年度の温室効果ガス排出量及び吸収量（概要）より抜粋

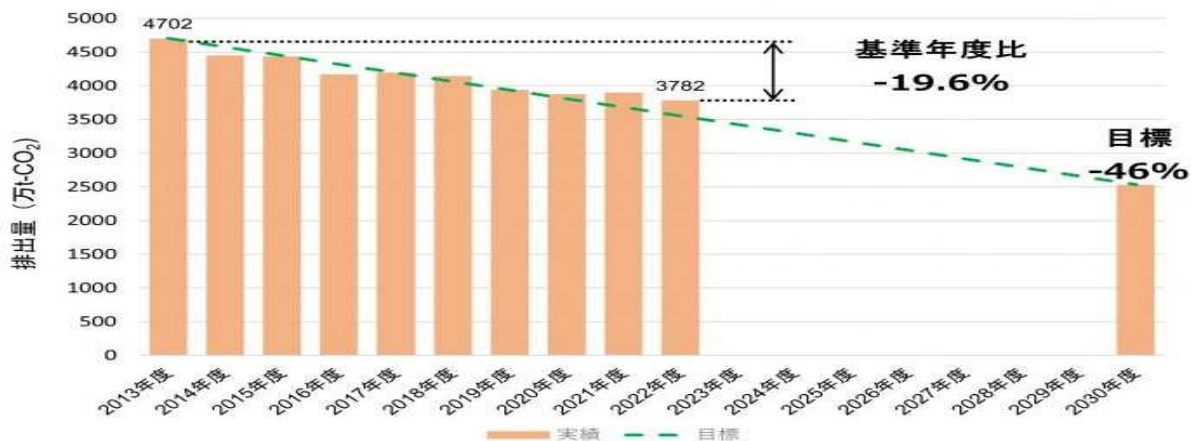


図16 埼玉県の温室効果ガスの排出量

埼玉県ホームページ 県内の温室効果ガス排出量より抜粋

ウ.「ゼロカーボンシティ宣言」の表明

環境省によると「2050年に二酸化炭素排出量を実質ゼロに取り組むことを表明した地方公共団体」をゼロカーボンシティとしています。本市は令和7年11月26日に「ゼロカーボンシティ宣言」を表明しました。

「二酸化炭素排出量を実質ゼロ」というのは、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、植林、森林管理などによる「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすることを意味しています。



東松山市ゼロカーボンシティ宣言

近年、地球温暖化が原因と考えられる猛暑、集中豪雨、大型台風といった自然災害が多発しており、私たちの生命、生活が脅かされる事態となっております。

そうした状況で、日本は、2020年10月に、2050年までにカーボンニュートラルの実現を目指すことを宣言しました。

本市においても、豊かな自然を維持し、将来世代へ引き継いでいくために、市民、事業者、行政が一体となって脱炭素への取組を実施し、2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにする「ゼロカーボンシティ」を目指していくことを宣言します。

令和7年11月26日

東松山市長 森田 光一

(2) 計画の基本的事項

ア. 計画の位置づけ

「地球温暖化対策の推進に関する法律」第19条第2項に基づく区域施策編と位置づけ
ます。

○地球温暖化対策の推進に関する法律

第19条 1 (略)

2 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画を勘案し、その区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の量の削減等のための総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施するように努めるものとする。

イ. 対象とする温室効果ガスと推計方法

区域施策編では、対象とする温室効果ガスは市内の排出量のうち、約90%を占める二酸化炭素(CO₂)とします。

二酸化炭素はさらに、電気・ガス・ガソリン等の使用により排出される「エネルギー起源 CO₂」と廃棄物の焼却等により排出される「非エネルギー起源 CO₂」に分類されます。

対象とする温室効果ガス

ガス種	部門	対象
エネルギー起源 CO ₂	産業部門	製造業、建設業・鉱業、農林水産業における燃料・電力の使用
	業務部門	事業所、商店、病院、学校、その他サービス業施設等における燃料・電力の使用
	家庭部門	家庭における燃料・電力の使用
	運輸部門	旅客自動車（マイカー含む）、貨物自動車、鉄道における燃料・電力の使用
非エネルギー起源 CO ₂	廃棄物部門	廃棄物の焼却

エネルギー起源 CO₂の排出量の把握について、電力の小売全面自由化により、市内における電力の使用量の把握が難しいこと等から、実際の排出量を求めるのは困難です。

そのため、国のマニュアルにおいて、中核市未満の市町村における標準的な推計手法である、『カテゴリ A(全国や都道府県の炭素排出量を部門別活動量で按分する方法)』で推計することとします。

また、非エネルギー起源 CO₂については、焼却される一般廃棄物の量と、含まれるプラスチック及び合成繊維の割合から推計します。

(3) 温室効果ガス排出量の推計・要因分析

1990年度から2022年度までの本市における二酸化炭素排出量推計値の推移は、以下のとおりです。2017年度の排出量は527,000t-CO₂となっています。

総排出量は1990年から2000年代前半にかけて増加しました。その後減少傾向にありましたが、再び増加に転じ、2013年度をピークに近年ではやや減少傾向にあります。

部門ごとにみると、産業部門は1990年度と比較すると大きく減少している一方、業務部門・家庭部門は大きく増加しています。



図17 本市における二酸化炭素排出量推計値の推移

環境省 地方公共団体実行計画策定・実施支援サイトのデータを基に推計

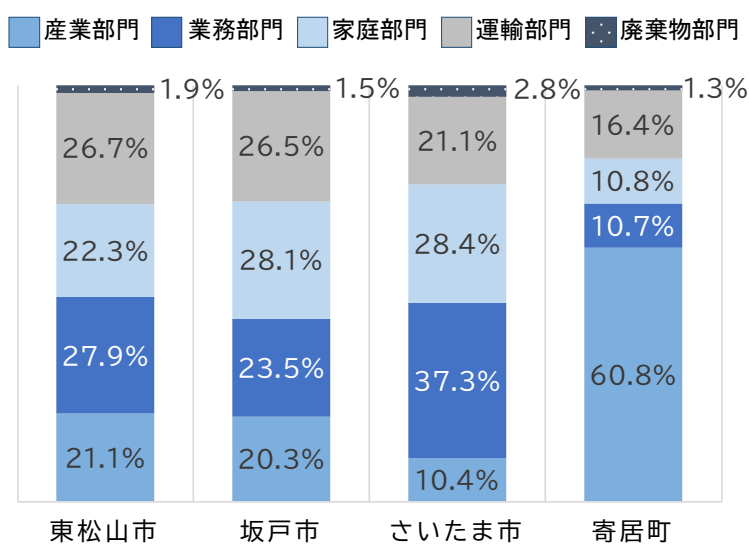


図18 2017年度の二酸化炭素の排出割合

環境省 地方公共団体実行計画策定・実施支援サイトのデータを基に推計

人口や地理的条件に近い坂戸市と比較するとそれぞれの排出割合にあまり差が見られませんが、都心に近く店舗やオフィスが多いさいたま市や、大規模な工場がある寄居町などと比較すると、本市の特徴として、1つの部門が突出して大きな割合を占めるのではなく、廃棄物部門を除いた各部門で大きな差がないことがわかります。

この特徴から、特定の部門の対策に力を入れるのではなく、削減に向けて各部門での幅広い取組が必要だと考えられます。

(4) 削減目標の設定と削減対策

ア. 将来予測と削減目標

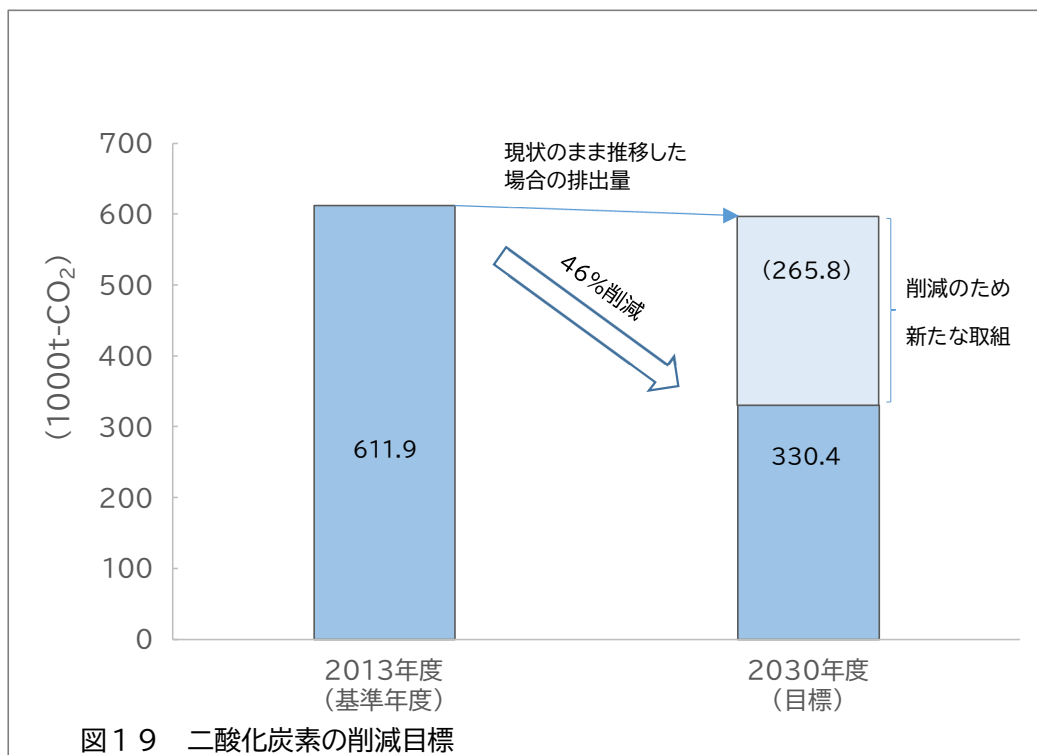
二酸化炭素排出量削減に関して追加的な対策をせず、現状のまま推移した場合の将来的な排出量を現状趨勢（すうせい）排出量（Business As Usual、以下「BAU 排出量」といいます。）とといいます。

本市における 2030 年の BAU 排出量は、計 596,200t-CO₂となり、基準年度である 2013 年度と比較して 2.6%の減少と予測されます。

前述のとおり、国及び埼玉県では「2030 年度の温室効果ガス排出量を 2013 年度比で 46%削減」を目標としています。国及び埼玉県と同一の目標とすることで、進捗状況の比較がしやすいことから、区域施策編の目標を以下のとおりとします。

削減目標：2030 年度における二酸化炭素排出量を 2013 年度比46%削減

2030 年度における排出量を 2013 年度比 46%削減するには、2030 年度の排出量を 330,400t-CO₂にする必要があります。



イ. 各部門における削減対策

国の地球温暖化対策計画では、部門ごとに目標削減率が定められており、本市に当てはめると以下の表のようになります。(なお、表の各部門の目標削減量は参考値であり、市全体の総量目標に基づき削減を進めます。)

各部門の削減目標

(単位：t-CO₂)

部 門	2013 年度 本市排出量	2030 年度 目標削減率	2030 年度 目標排出量	目標削減量 (2013 年度比)
産業部門	146,773	36%	93,935	52,838
業務部門	160,564	51%	78,677	81,887
家庭部門	144,230	66%	49,039	95,191
運輸部門	153,919	35%	100,048	53,871
廃棄物部門	6,634	14%	5,706	928

各部門での削減には、省エネルギー機器の普及やエネルギー管理などの取組が有効です。国の計画では、部門ごとの目標を達成するために以下のような対策を示しています。

各部門での有効な対策

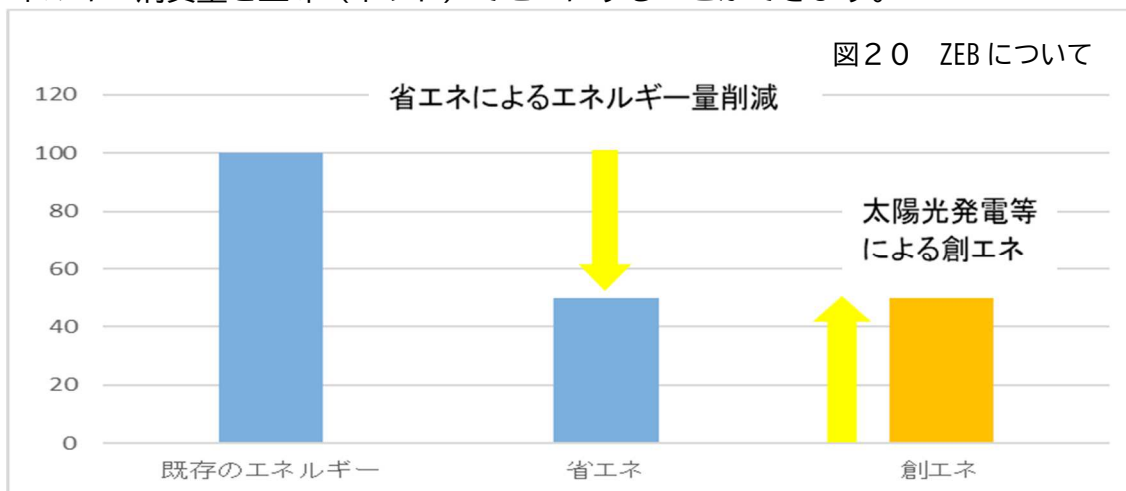
<p>産業部門（製造業、農業、鉱業等）</p> <p>東松山市二酸化炭素排出量 2022年度 15万6千t → 2030年度目標 約9万4千t 目標削減量 6万2千t</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自主的取組の評価・検証の実施 ・ 省エネルギー性能の高い設備・機器等の導入促進（高効率空調、産業ヒートポンプ、産業用照明、産業用モータ、高性能ボイラー、コージェネレーションの導入） ・ 工場・事業者間のエネルギー融通等の連携推進 ・ 再生可能エネルギーの利用拡大（電気、熱） ・ 使用する燃料の種類を、二酸化炭素排出量の少ない燃料への転換推進 ・ FEMS（工場エネルギー管理システム）を利用した徹底的なエネルギー管理の実施 ・ 省エネルギー意識向上のための広報等の中小企業の排出削減対策の推進 ・ 工場・事業場での優良事例公表等による、横展開の推進
<p>業務部門（オフィスビル、商業施設等）</p> <p>東松山市二酸化炭素排出量 2022年度 12万t → 2030年度目標 約7万8千t 目標削減量 4万2千t</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自主的取組の評価・検証の実施 ・ 建築物の省エネルギー化（ZEB） ・ 高効率な省エネルギー機器の普及（業務用給湯器、高効率照明、冷媒管理技術の導入） トップランナー制度による機器の省エネ性能向上 ・ デジタル機器・産業のグリーン化 ・ BEMS（ビルエネルギー管理システム）の活用、省エネ診断等による徹底的なエネルギー管理の実施 ・ クールビズ・ウォームビズの実施徹底の促進 ・ 脱炭素型ライフスタイルへの転換（デコ活）

家庭部門（家庭での電気、ガス等の使用）
<p>東松山市二酸化炭素排出量 2022年度 10万7千t → 2030年度目標 約4万9千t 目標削減量 5万8千t</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 脱炭素型ライフスタイルへの転換（デコ活） ・ 住宅の省エネ化（ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）など） ・ 高効率な省エネルギー機器の普及（高効率給湯器、高効率照明の導入など） ・ HEMS（住宅用エネルギー管理システム）・スマートメーターを利用した徹底的なエネルギー管理の実施 ・ 機器の買替え促進 ・ 再生可能エネルギーの導入
運輸部門（家庭における自動車の利用、自動車貨物輸送、鉄道輸送等）
<p>東松山市二酸化炭素排出量 2022年度 13万6千t → 2030年度目標 約10万t 目標削減量 3万6千t</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 環境に配慮した自動車使用等の促進による自動車運送事業等のグリーン化 ・ エネルギー効率に優れる次世代自動車（EV、FCV、PHEV、ハイブリッド自動車等）の普及拡大を推進する。 ・ ビッグデータ等の科学的な分析に基づく渋滞ボトルネック箇所（交通容量が最小の区間）へのピンポイント対策等の推進 ・ LED 道路照明の整備促進 ・ 信号灯器の LED 化の推進 ・ 自動走行の推進 ・ エネルギー効率の良い車両や先進的な省エネルギー機器等による、鉄道分野の脱炭素化の推進 ・ 公共交通機関及び自転車の利用促進 ・ トラック輸送の効率化、共同輸配送の推進 ・ エコドライブ
廃棄物部門
<p>東松山市二酸化炭素排出量 2022年度 7千t → 2030年度目標 約6千t 目標削減量 1千t</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物の削減 ・ 分別の徹底による再資源化の促進 ・ 3R+Renewableの推進 ・ EVごみ収集車等の導入促進 ・ 廃棄物発電等のエネルギー回収の推進 ・ 廃棄物燃料の製造の推進 ・ 廃棄物処理施設においてCO₂の分離・回収を行う「カーボンニュートラル型廃棄物処理施設」の技術開発の推進

参考：地球温暖化対策計画（2025年2月閣議決定）

ZEBとはnet Zero Energy Building (ネット・ゼロ・エネルギー・ビル) の略称で、「ゼブ」と呼びます。快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物のことです。

建物の中では人が活動しているため、エネルギー消費量を完全にゼロにすることはできませんが、省エネによって使うエネルギーをへらし、創エネによって使う分のエネルギーをつくることで、エネルギー消費量を正味（ネット）でゼロにすることができます。



しかしながら、建物のエネルギー消費量をゼロにするには、大幅な省エネルギーと、大量の創エネルギーが必要です。そこで、ゼロエネルギーの達成状況に応じて、以下4段階のZEBシリーズが定義されています。

- 『ZEB』（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル（ゼブ））
省エネ（50%以上）+創エネで100%以上の一次エネルギー消費量の削減を実現している建物
- Nearly ZEB（ニアリー・ネット・ゼロ・エネルギー・ビル（ニアリー ゼブ））
省エネ（50%以上）+創エネで75%以上の一次エネルギー消費量の削減を実現している建物
- ZEB Ready（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル・レディ（ゼブ レディ））
省エネで基準一次エネルギー消費量から50%以上の一次エネルギー消費量の削減を実現している建物
- ZEB Oriented（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル・オリエンテッド）
延べ面積10000㎡以上で用途ごとに規定した一次エネルギー消費量の削減を実現し更なる省エネに向けた未評価技術（WEBPROにおいて現時点で評価されていない技術）を導入している建物
100%の一次エネルギー消費量の削減が難しい場合でも、ZEBシリーズとして実現を目指していくことが必要です

（参考：ZEB PORTAL（環境省サイト））

(5) 現状と課題

○第2次、3次計画の成果指標（環境年次報告書より）

住宅用太陽光発電設備、公共施設の太陽光（熱）設備ともに普及が進んでいますが、さらなる普及が望まれます。

指標	2011年度	2013年度	2015年度	2017年度	2019年度	2021年度	2023年度
住宅用太陽光発電設備設置世帯の割合(%)	—	4.5	5.62	6.47	6.99	7.66	8.14
住宅用太陽光発電設備導入による年間CO ₂ 排出削減量(t-CO ₂)	—	3,400	4,727	5,764	6,541	7,643	9,028
太陽光（熱）設備を設置する公共施設数(施設)	6	18	25	27	27	27	27

○市民アンケート結果

地球温暖化対策で、身近にできる取組は実践傾向が高い結果となりました。

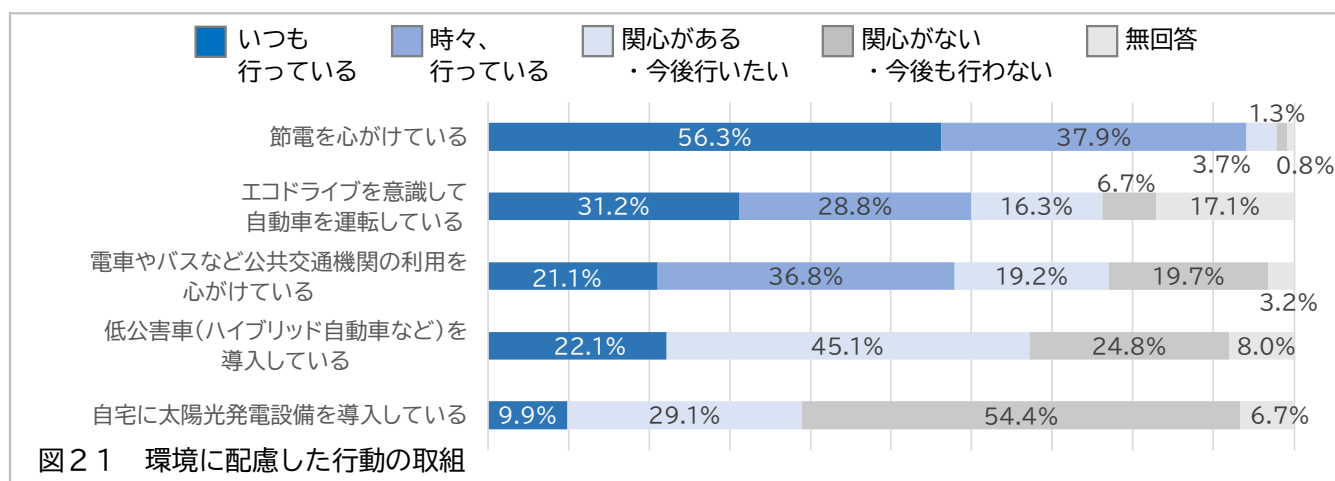


図21 環境に配慮した行動の取組

事業者が事業活動をする上で、省エネルギーに努めることが良いと思う回答は多い結果となり、事業者への省エネルギーの推進が求められます。

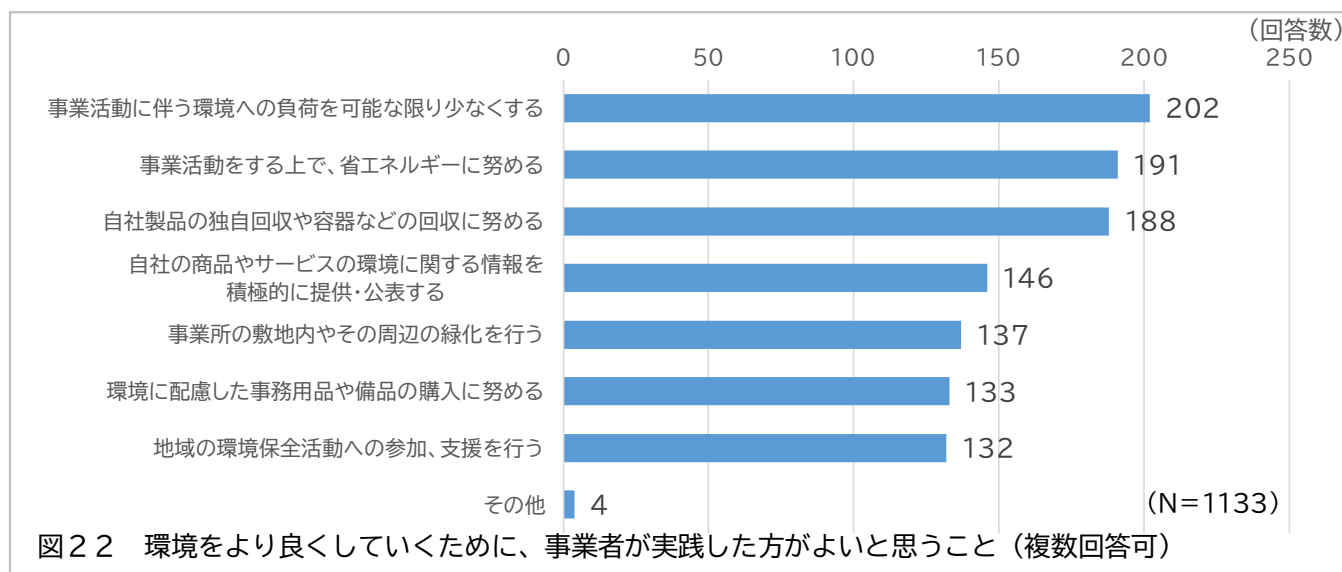


図22 環境をより良くしていくために、事業者が実践した方がよいと思うこと（複数回答可）

(6) 基本施策（目指すべき方向性）

基本施策	I-① 脱炭素社会の実現に向けた地域づくりの推進
	I-② 再生可能エネルギーの推進

I-①脱炭素社会の実現に向けた地域づくりの推進

温室効果ガスを生み出す化石燃料（石油や石炭、天然ガス等）由来のエネルギーの消費抑制と高効率化の徹底や、市民の脱炭素につながる行動変容、ライフスタイル転換を後押しし、二酸化炭素削減に取り組むまちづくりを推進します。また、エコタウンプロジェクトで推進してきた、創・省・蓄エネの取組をさらに進め、脱炭素社会の実現を目指します。

- ◇ 脱炭素社会に向けたライフスタイルへの転換
- ◇ 事業活動における徹底したエネルギー使用量の削減
- ◇ 自動車による温室効果ガスの排出量削減
- ◇ エネルギー消費の少ない建築物への転換
- ◇ 気候変動への適応

I-②再生可能エネルギーの推進

温室効果ガスの削減につながる再生可能エネルギーを積極的に取り入れ、市民の暮らしに根付いた利活用を目指します。

- ◇ 家庭、事業所などでの再生可能エネルギーの利用促進
- ◇ 低炭素な電力の選択
- ◇ 災害に対応できる再生可能エネルギーの利用

(7) SDGsとの関連性

各環境目標に示した基本施策とSDGsとの関連性について、SDGsの開発目標に対して本市の施策とのつながりを示しました。

7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに 	全ての人の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的なエネルギーへのアクセスを確保する
	SDGs ターゲット エネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させ、信頼できる現代的なエネルギーサービスへの普遍的アクセスを確保します。(ターゲット7.1、7.2)
	本計画との 関連性 再生可能エネルギーの利用拡大を目指します。
9 産業と技術革新の 基盤をつくろう 	強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る
	SDGs ターゲット 資源利用効率の向上により持続可能性を向上させます。(ターゲット9.4)
	本計画との 関連性 化石燃料による発電から、再生可能エネルギーによる発電への転換を図ります。
11 住み続けられる まちづくりを 	包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する
	SDGs ターゲット 資源効率の向上及び気候変動の緩和と適応を実践します。(ターゲット11.b)
	本計画との 関連性 エネルギーの効率的な利用に努め、気候変動の緩和と適応のために区域施策編の運用を推進し、持続可能なまちづくりを目指します。
12 つくる責任 つかう責任 	持続可能な消費生産形態を確保する
	SDGs ターゲット 天然資源の持続可能な管理及び効率的な利用を達成するとともに、持続可能に関する情報を定期報告に盛り込むよう奨励します。(ターゲット12.2、12.6)
	本計画との 関連性 石油などの天然資源の利用を効率化するとともに、環境年次報告書により定期的に区域施策編の取組について報告します。
13 気候変動に 具体的な対策を 	気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
	SDGs ターゲット 気候関連災害に対する強靱性及び適応の能力を強化するとともに、気候変動関連の効果的な計画策定と管理のための能力を向上するメカニズムを推進します。(ターゲット13.1、13.b)
	本計画との 関連性 区域施策編の運用によって気候変動の緩和及び適応に関するあらゆる取組を実践し、気候変動に対する強靱性と適応力を強化します。

(8) 行政、市民、事業者の取組

基本施策 I - ①

脱炭素社会の実現に向けた地域づくりの推進

●行政の取組

- ・「東松山市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」に基づき、率先して取組を実施します。※
- ・環境省が推奨する国民運動「デコ活」を推進します。
- ・市民、事業者の脱炭素化へ向けた取組を支援・啓発します。
- ・気候変動に関する情報を収集・提供します。
- ・公共交通機関利用や自転車利用を推進します。
- ・省エネに対する取組への補助制度を検討します。
- ・国、県の補助制度を周知します。
- ・庁舎や学校等の公共施設の新築・改修時の省エネ性能向上を推進します。
- ・業務のペーパーレス化を促進します。
- ・小中学校での環境教育を推進します。
- ・食品残さの再生利用を推進します。
- ・まちのクールオアシスとして公共施設を開放します。
- ・エコカー導入を促進します。
- ・公共施設への電気自動車充電器の設置を推進します。
- ・公共施設の緑化を推進します。
- ・緑のカーテンを推進します。
- ・公共施設のLED化を推進します。
- ・道路照明灯のLED化を推進します。
- ・都市公園の整備等による公共空間の緑化を推進します。
- ・二酸化炭素排出量の削減に配慮した新たなごみ処理施設を検討します。
- ・グリーン購入を推進します。
- ・地域の緑化を推進します。



※ 「東松山市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」は、東松山市で実施している事務・事業に伴って排出する温室効果ガスの削減目標や、目標達成に向けた具体的取組を定めた計画です。この計画に基づいて、市で率先して脱炭素への取組を実施していきます。

●市民の取組

- ・エネルギーの使用量を把握し、削減します。
- ・「デコ活」を推進します。
- ・「スマートムーブ」（公共交通機関や自転車の利用、徒歩などの移動手段の転換）に取り組みます。
- ・エコ住宅や省エネリフォームを検討します。
- ・LED照明・省エネ家電・HEMS（住宅用エネルギー管理システム）等を導入します。
- ・リユース製品を使用します。
- ・遮熱による暑さ対策を実施します。
- ・エコカー導入を検討します。
- ・エコドライブを励行します。
- ・脱炭素型の製品・サービスを検討します。
- ・地元産の食材を積極的に選ぶことを検討します。
- ・再エネ電気への切り替えを検討します。
- ・エネルギー効率の高い給湯設備の導入を検討します。

「移動」を「エコ」に。

smart
move

●事業者の取組

- ・エネルギーの使用量を把握し、削減します。
- ・「デコ活」を推進します。
- ・省エネ建築・省エネリフォームを実施します。
- ・省エネ診断・エコチューニングを実施します。
- ・時差通勤・ノーマイカー通勤・テレワークを導入します。
- ・エコカー導入を検討します。
- ・エコドライブを励行します。
- ・BEMS（ビルエネルギー管理システム）を導入します。
- ・食材の地産地消に取り組みます。
- ・脱炭素に資する技術・サービスの普及に取り組みます。
- ・建築物の屋上等の新たな緑化空間の創出を検討します。
- ・クールビズ・ウォームビズ等による冷暖房温度の適正化を実施します。

基本施策 I - ②

再生可能エネルギーの推進

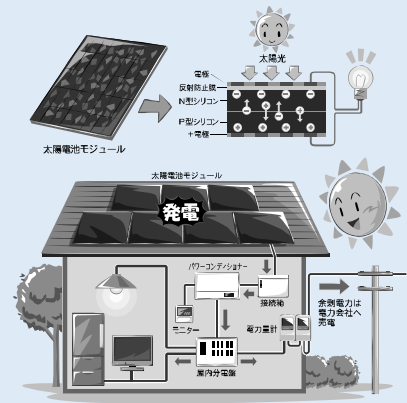
●行政の取組

- ・ 公共施設等における再生可能エネルギーの導入や活用を検討します。
- ・ 再生可能エネルギーに関する情報を収集・公表します。
- ・ 市民、事業者に対する情報提供・導入支援を行います。
- ・ 災害時における再生可能エネルギー活用に関する周知を行います。
- ・ 再生可能エネルギーの蓄電やピークシフトを目的とした蓄電池の導入を促進します。
- ・ 再生可能エネルギーの比率が高い電力（低炭素電力）の選択を検討します。



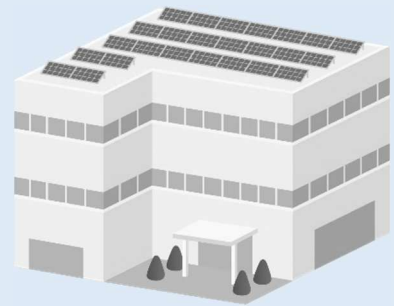
●市民の取組

- ・ 住宅への太陽光・太陽熱エネルギーシステムの導入を検討します。
- ・ 再生可能エネルギーの比率が高い電力（低炭素電力）の選択を検討します。
- ・ 災害に備えた再生可能エネルギーの導入を検討します。
- ・ 再生可能エネルギーの蓄電やピークシフトを目的とした蓄電池の導入を検討します。



●事業者の取組

- ・ 事業所への太陽光・太陽熱エネルギーシステムの導入を検討します。
- ・ 再生可能エネルギーの比率が高い電力（低炭素電力）の選択を検討します。
- ・ 災害に備えた再生可能エネルギーの導入を検討します。
- ・ 再生可能エネルギーの蓄電やピークシフトを目的とした蓄電池の導入を検討します。



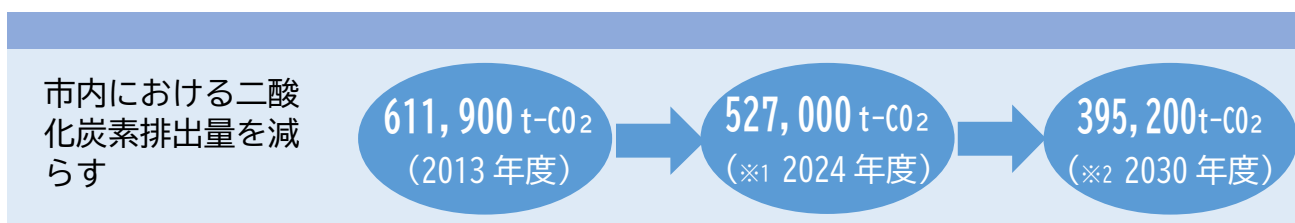
(9) 想定される市民プロジェクト

「環境目標 I 脱炭素に向けた暮らしを推進するまち」を推進するにあたり想定される市民プロジェクトについて、以下に掲げます。

- 省エネの普及啓発プロジェクト
- エネルギーダイエット作戦プロジェクト
- 緑のカーテン運動や節水・雨水利用プロジェクト
- 再生可能エネルギーの普及啓発プロジェクト

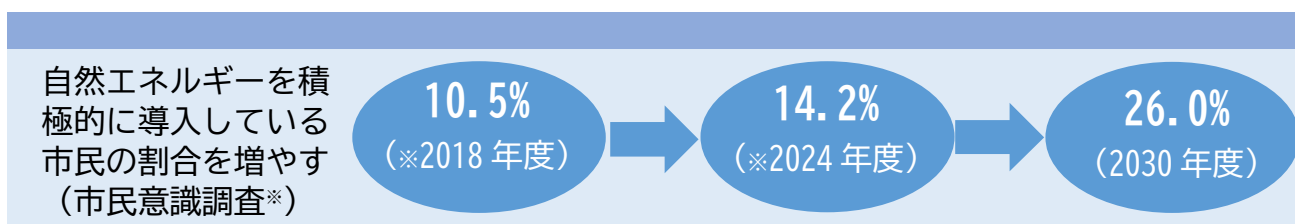
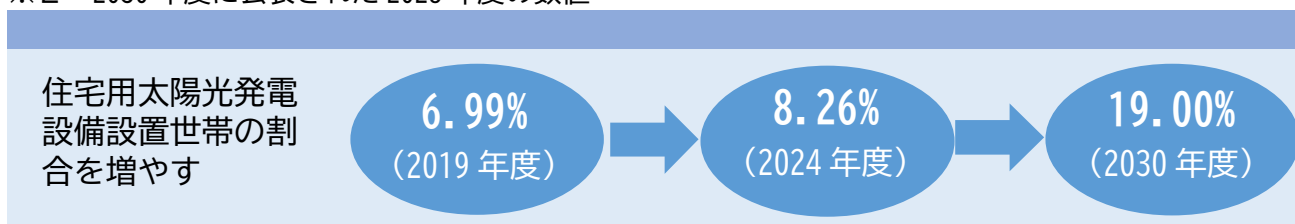
(10) 成果指標

区域施策編による削減効果の評価は、以下に掲げる施策の進捗管理指標により行います。



※1 2024 年度に公表された 2022 年度の数値

※2 2030 年度に公表された 2028 年度の数値



※市民意識調査は隔年実施となっており、最終のデータが 2024 年度となります。

みなさまは、デコ活という言葉をご存じでしょうか？2050年カーボンニュートラル実現に向け、2022年10月に発足した国民のみなさまの行動変容・ライフスタイル転換を強力に後押しするための国民運動のことで、二酸化炭素を減らす、(DE)脱炭素(Decarbonization)と、環境に良いエコ(Eco)を含む”デコ”と活動・生活を組み合わせた言葉です。国・自治体・企業・団体等が連携をして、国民のみなさまの新しい暮らしを後押しします。

ところで、脱炭素、地球温暖化対策といった言葉を聞いたことがあっても、実際にどんな取組をしたらいいのかわからない、といった人もいないではないでしょうか。そこで、具体的な取組の事例として、デコ活アクションというものがあります。

分類	アクション	
まずはここから	住 デ	電気も省エネ 断熱住宅 (電気代をおさえる断熱省エネ住宅に住む)
	住 コ	こだわる楽しさ エコグッズ (LED・省エネ家電などを選ぶ)
	食 カ	感謝の心 食べ残しゼロ (食品の食べ切り、食材の使い切り)
	職 ツ	つながるオフィス テレワーク (どこでもつながれば、そこが仕事場に)
ひとりでCO2 が下がる	住	高効率の給湯器、節水できる機器を選ぶ
	移	環境にやさしい次世代自動車を選ぶ
	住	太陽光発電など、再生可能エネルギーを取り入れる
みんなで実践	衣	クールビズ・ウォームビズ、サステナブルファッションに取り組む
	住	ごみはできるだけ減らし、資源としてきちんと分別・再利用する
	食	地元産の旬の食材を積極的に選ぶ
	移	できるだけ公共交通・自転車・徒歩で移動する
	買	はかり売りを利用するなど、好きなものを必要な分だけ買う
	住	宅配便は一度で受け取る

上記を見ると、例えば、「食品の食べ切り」、「食材の使い切り」、「宅配便は一度で受け取る」といったような身近な活動も脱炭素につながる事がわかります。もちろん、上記の取組以外でも暮らしが豊かになり、脱炭素などに貢献していくものは、すべて「デコ活アクション」となります。

2030年度における二酸化炭素排出量を、2013年度比46%削減するという事は、非常に大きな目標であり、達成するにはみなさま1人1人の取組がとても重要となります。1つ1つの取組の削減量は大きくはないかもしれませんが、積み重なっていくことで、目標の達成へと近づいていきます。まずは身近な取組から、ぜひ実践してみてください。

出典 環境省ホームページ デコ活

環境目標Ⅱ 廃棄物の削減と資源循環に取り組むまち

資源の有効活用や廃プラスチック類の削減などの課題に取り組み、物の循環による廃棄物の排出削減と再資源化を進め、循環型の地域社会の実現を目指し、ゼロ・ウェイストへ向け市民・事業者・行政が一体となった取組を行います。

(1) 現状と課題

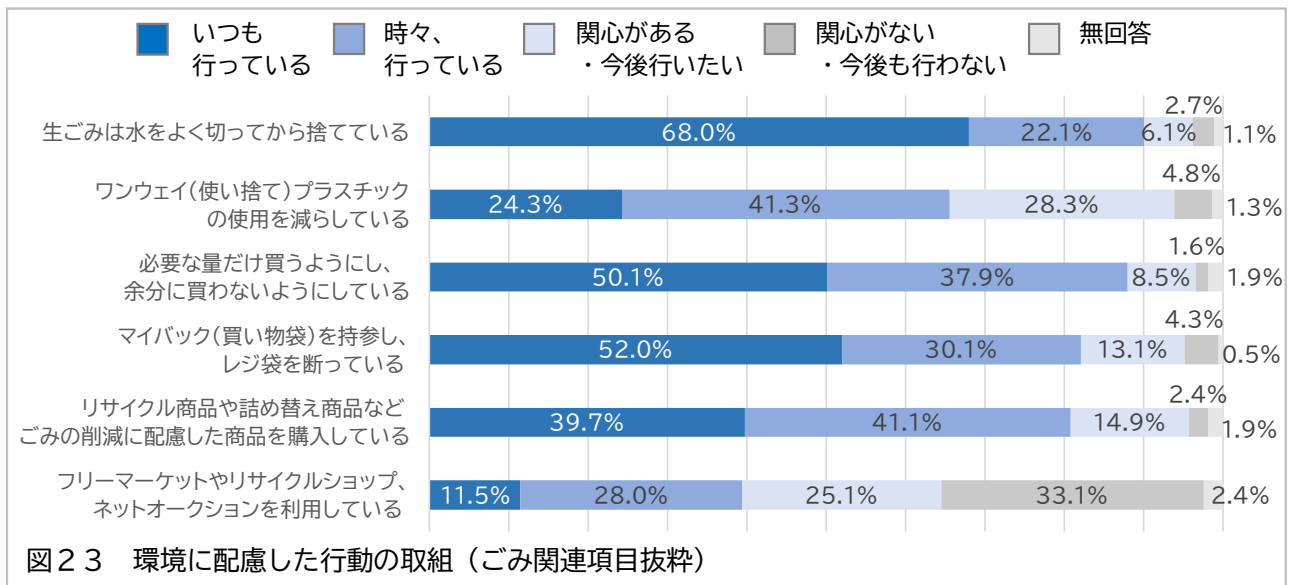
○第2次、3次計画の成果指標（環境年次報告書より）

本市のごみの排出量及び市民一人1日当たりのごみの排出量は、2020年度まではコロナ禍による在宅生活の増加などを原因として増加傾向にありましたが、直近4年間は減少傾向にあります。引き続きごみの削減への取組を継続します。

指標	2011年度	2013年度	2015年度	2017年度	2019年度	2021年度	2023年度
市民一人1日当たりのごみ排出量(g)	930	923	912	897	937	917	832
ごみの再資源化率(%)	16.63	18.65	19.50	19.33	19.08	19.67	20.13
埋め立て処分量(t/年)	3,491.28	3,365.76	2,789.07	2,480.77	2,703.97	2,527.31	2,174.77

○市民アンケート結果

多くの市民が3Rなどのごみ削減の取組を実践しています。取組を継続できるような環境づくりと、さらに多くの市民が実践できるよう啓発活動を行うことが大切です。



(2) 基本施策（目指すべき方向性）

基本施策	Ⅱ－① ごみの減量化の推進
	Ⅱ－② 3R の促進とごみの再資源化の推進
	Ⅱ－③ プラスチックごみの削減

Ⅱ－①ごみの減量化の推進

市民・事業者・行政が一体となり、ごみの発生削減に貢献する取組を進めます。

- ◇ 消費行動の工夫によるごみの発生抑制
- ◇ 食品ロス削減の促進
- ◇ ごみ排出時の工夫による減量
- ◇ 生ごみの削減（生ごみ処理容器「キエーロ」等の普及）

Ⅱ－②3Rの促進とごみの再資源化の推進

発生したごみの分別を徹底し、リユースとリサイクルを推進します。

- ◇ 雑がみの分別回収の強化
- ◇ 分別の徹底による再資源化の促進
- ◇ リユースによる物の循環促進
- ◇ リサイクル品の利用促進
- ◇ リチウムイオン等電池の分別の徹底

Ⅱ－③プラスチックごみの削減

プラスチックごみの発生抑制・適正処理を推進します。

- ◇ 消費行動の工夫によるプラスチックごみの排出抑制
- ◇ 生活や生産活動の工夫によるワンウェイプラスチック（使い捨てプラスチック）の使用削減
- ◇ プラスチックごみ適正処理の継続
- ◇ マイバッグ、紙製品の利用促進

コラム



プラスチックは汚れを落としてから捨ててください。

【ポイント】

必ず、水洗い（水気を切ってください）やふき取りをしてからプラスチックごみに分別をして出してください。どうしても、汚れの落ちないものは、リサイクルが困難なため可燃物として出してください。



(3) SDGsとの関連性

<p>8 働きがいも 経済成長も</p> 	<p>包摂的かつ持続可能な経済成長及び全ての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する</p>
<p>SDGs ターゲット</p>	<p>消費と生産における資源効率を改善し、経済成長と環境悪化の分断を図ります。（ターゲット8.4）</p>
<p>本計画との 関連性</p>	<p>製品ライフサイクルを意識した製品開発と製造を推進します。</p>
<p>11 住み続けられる まちづくりを</p> 	<p>包摂的で安全かつ強靭（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する</p>
<p>SDGs ターゲット</p>	<p>一般及びその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによることを含め、一人当たりの環境上の悪影響を軽減します。（ターゲット11.6）</p>
<p>本計画との 関連性</p>	<p>一般及び産業廃棄物の適正処理を実践し、安全で持続可能なまちづくりに貢献します。</p>
<p>12 つくる責任 つかう責任</p> 	<p>持続可能な消費生産形態を確保する</p>
<p>SDGs ターゲット</p>	<p>一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食品ロスを減少させるとともに、製品ライフサイクルを通じ、適正な廃棄物の管理を実現し、廃棄物の放出を大幅に削減します。（ターゲット12.3、12.4）</p>
<p>本計画との 関連性</p>	<p>食品ロスを削減するとともに、ごみを適正に処理し、製品ライフサイクルを意識したごみの削減を目指します。</p>
<p>14 海の豊かさを 守ろう</p> 	<p>持続可能な開発のために、海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する</p>
<p>SDGs ターゲット</p>	<p>海洋ごみや富栄養化を含む、特に陸上活動による汚染など、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減します。（ターゲット14.1）</p>
<p>本計画との 関連性</p>	<p>プラスチックごみの削減に取り組み、海洋流出・汚染や、水生生物等の自然界での悪影響を低減します。</p>

(4) 行政、市民、事業者の取組

基本施策Ⅱ－① ごみの減量化の推進

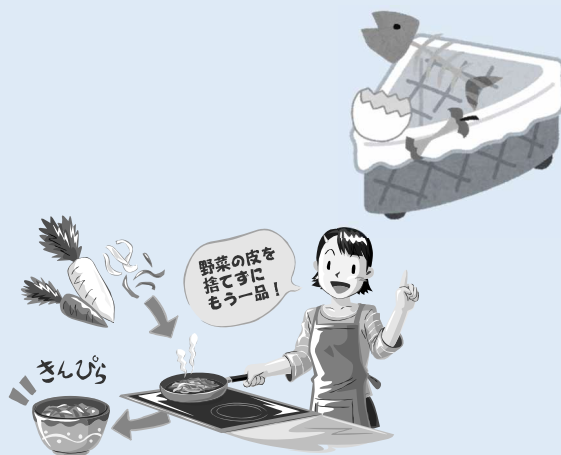
●行政の取組

- ・ごみ減量に関する情報を発信します。
- ・食品ロス削減の啓発を行います。
- ・生ごみ処理容器「キエーロ」等の普及を行います。
- ・生ごみ処理方法の普及・啓発活動を行います。
- ・施設見学を通じて学校でごみ問題を啓発します。
- ・グリーン購入を励行します。
- ・給食の残渣をたい肥化する取組を進めます。



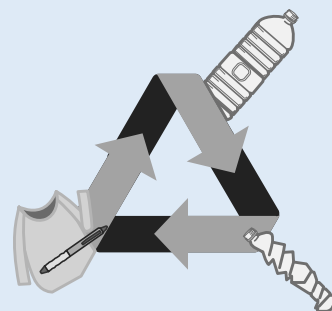
●市民の取組

- ・廃棄までを考慮して製品を購入します。
- ・不要な物を買わないといったリフューズ、リデュースを推進します。
- ・食品ロスの削減を意識し、食材を無駄なく使い、残さず食べます。
- ・生ごみの水切りや、かさ増し防止のための圧縮など、ごみ排出時の工夫に努めます。
- ・生ごみ処理容器「キエーロ」等の設置による生ごみの減量に努めます。



●事業者の取組

- ・製品ライフサイクルを意識した製品開発と製造を行います。
- ・食品ロス削減を励行し、ごみの減量化を推進します。
- ・リフューズ・リデュース・リサイクルによるごみの排出削減をします。
- ・グリーン購入を励行します。
- ・環境負荷の小さな製造工程・部材による製品を優先的に調達します。(グリーン調達)



●行政の取組

- ・事業者へごみの適正処理方法を指導・啓発します。
- ・「東松山市ごみ処理基本計画」に基づき、資源循環の取組を推進します。
- ・学校・自治会などで行われる資源回収を推進し、リサイクルに関する意識を啓発します。
- ・雑がみの分別強化につながる意識を啓発します。



●市民の取組

- ・ごみの分別を徹底します。
- ・物を手放すときは、バザーやフリーマーケット、リサイクルショップなどに出品して、リユースを心がけます。
- ・リサイクル品やリユース品の購入に努めます。
- ・クリーンリーダー制度を継続します。
- ・修理、修繕などにより物を大切に使用して、新たな購入を控えます。



●事業者の取組

- ・事業所でのごみの分別の徹底及び適正な処分方法を遵守します。
- ・グリーン購入やリサイクル品の購入に努めます。
- ・リユース品として活用可能か検討し、廃棄する物は適正に処分します。
- ・紙資源の有効活用（ペーパーレス化や両面印刷、裏紙の使用等）をします。
- ・ごみの排出を抑えた製品開発に努めます。
- ・従業員の適切な指導に努めます。



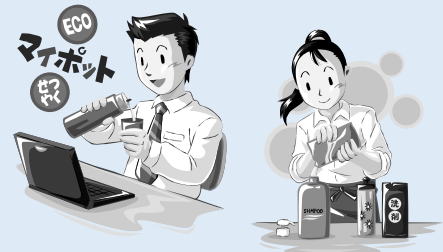
●行政の取組

- ・プラスチック製容器包装だけでなく、プラスチック製品も全量リサイクルに努めます。
- ・プラスチックごみ削減に関する啓発を行います。
- ・公共施設におけるプラスチックごみの発生を抑制します。
- ・ごみゼロ運動による、プラスチックごみの回収を行います。
- ・プラスチックごみ適正処理を継続します。



●市民の取組

- ・マイバッグやマイボトルなどの活用による、ワンウェイプラスチックの使用の削減に努めます。
- ・詰め替え製品などの、包装が簡易でなるべくプラスチックごみが出ない物を積極的に選びます。
- ・プラスチックごみはできるだけ汚れを落とすよう努めます。



●事業者の取組

- ・製品包装の際は、簡易包装を推進し、プラスチックごみを削減します。
- ・プラスチックごみの削減に向けた自社の製品の開発と製造に努めます。



(5) 想定される市民プロジェクト

「環境目標Ⅱ 廃棄物の削減と資源循環に取り組むまち」を推進するにあたり、想定される市民プロジェクトについて、以下に掲げます。

○消費行動見直し啓発プロジェクト

- ・消費行動を見直し、不要な物を買わない選択を促す（リフューズの推進）

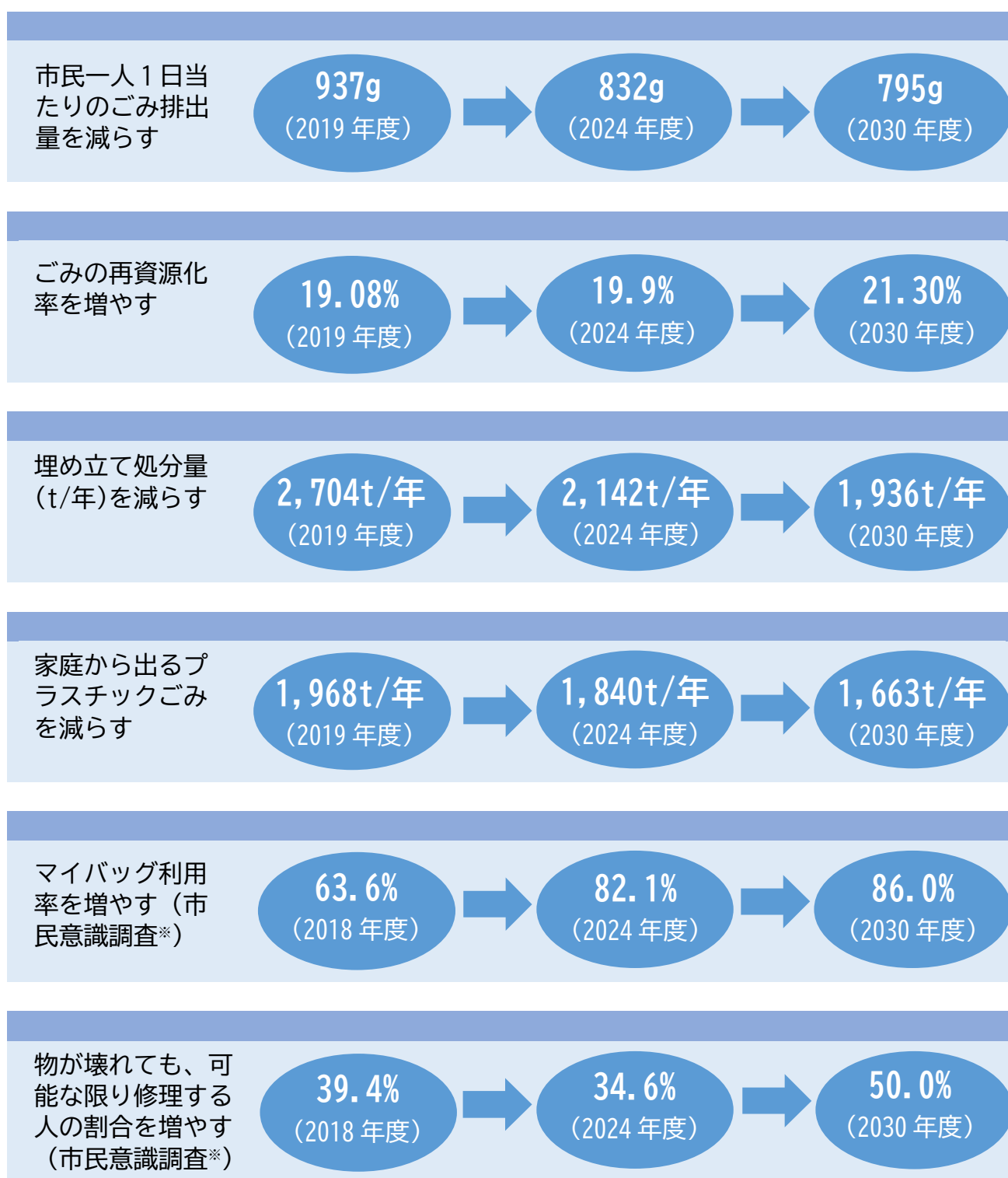
○物を大切にするとプロジェクト

- ・バザーやフリーマーケット等の開催（リユースの推進）
- ・まだ使える物の修理活動及び啓発活動（リペアの推進）
- ・資源回収の実施（リサイクルの推進）

○プラスチックごみ削減プロジェクト

- ・マイバッグやマイボトル活用の普及啓発活動

(6) 成果指標



※市民意識調査は隔年実施となっており、最終のデータが2024年度となります。

環境目標Ⅲ 生き物、自然と共生するまち

市内に残る里山、水辺など豊かな地域の生態系を保全するとともに、市民が親しめる自然を保全・創出し、共生を図ります。また、自然とふれあう機会を増やし、自然の恵みを楽しむ大切さに関する意識を醸成します。

(1) 現状と課題

○第2次、3次計画の成果指標（環境年次報告書より）

市内の森林面積は5年に1度計測しており、2011年度以降減少傾向にあります。

一度失われた自然環境を元の姿に戻すには、多くのコストと時間を要します。このため、今残っている貴重な自然環境の保全をすることが大切です。

指標	2011年度	2014年度	2017年度	2020年度	2023年度
市内の森林面積(ha)	459	457	457	439	391

○市民アンケート結果

イベントへの参加者はあまり多くありませんが、普段の生活で身近な自然にふれあっている市民が約7割いました。イベントの参加者数を増やし、環境保全に向けた市民意識の啓発が望まれます。

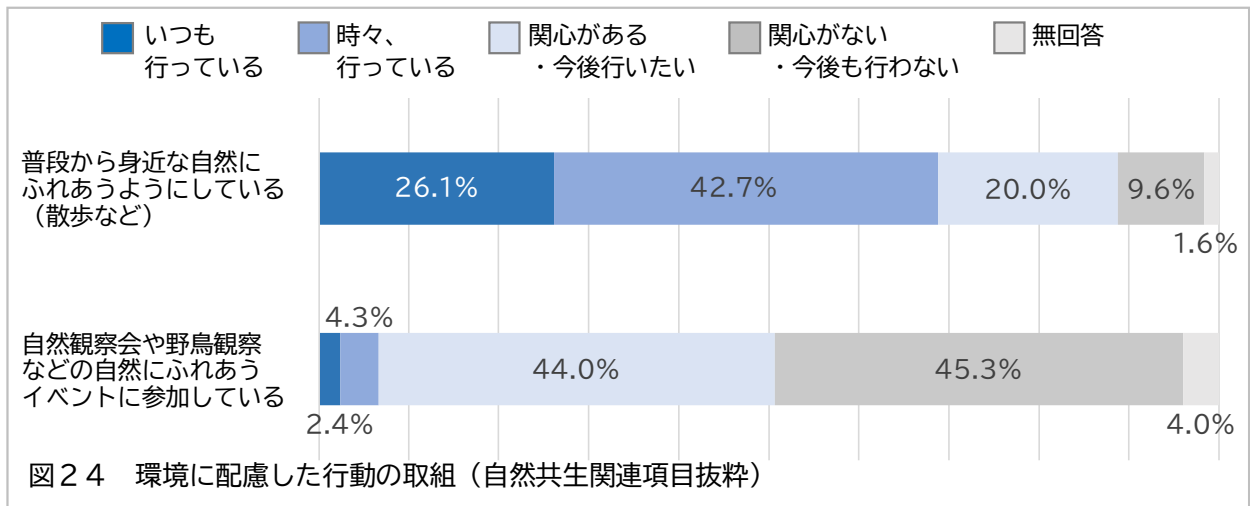


図24 環境に配慮した行動の取組（自然共生関連項目抜粋）

(2) 基本施策（目指すべき方向性）

基本 施策	Ⅲ－① 身近な生物多様性の理解と保全
	Ⅲ－② 地域ぐるみの水辺環境の保全
	Ⅲ－③ 豊かなみどりや農地の保全

Ⅲ－①身近な生物多様性の理解と保全

市内の豊かな自然を守り、そこに生息する多様な生き物とそれらの生態系ネットワークを保全します。生物多様性の理解を深め、その保全に取り組める方法や人材を育成します。

- ◇ 生物多様性の理解促進
- ◇ 生物多様性の保全活動推進
- ◇ 在来生物・貴重な動植物の生息確認と保全活動
- ◇ 外来生物に対する理解促進と防除の継続
- ◇ 地域の生態系の現状把握と自然再生の促進
- ◇ 開発の際の生物多様性の考慮

Ⅲ－②地域ぐるみの水辺環境の保全

市内に分布する河川、池、沼、谷津、水田などの水辺環境について、地域ぐるみで保全活動を継続・拡大し、愛着のある水辺環境につなげます。


- ◇ 水質汚濁の防止
- ◇ 水辺環境の美化促進
- ◇ 身近な水辺環境への理解と親しみの促進
- ◇ 湧水とその周辺環境の保全
- ◇ 市内の河川水質などのモニタリングの継続


Ⅲ－③豊かなみどりや農地の保全


市民に身近なみどりを保全し、生活の中にみどりを感じる機会を増やしていくとともに、市内に広く分布する農地の保全と有効活用を推進します。


- ◇ みどりの維持と保全
- ◇ 耕作放棄地対策
- ◇ 環境に配慮した農地の保全
- ◇ 平地林、里山の保全活動の推進
- ◇ 森林伐採を伴う環境へ影響を及ぼす太陽光発電施設設置の抑制

(3) SDGsとの関連性

3 すべての人に健康と福祉を 	あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
SDGs ターゲット	有害化学物質並びに大気、水質及び土壌の汚染による死亡及び疾病の件数を減少させます。(ターゲット3.9)
本計画との 関連性	水質及び土壌の汚染を防止し、水辺環境及びみどりを保全します。

6 安全な水とトイレを世界中に 	全ての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する
SDGs ターゲット	水に関連する生態系の保護・回復を行うとともに、水と衛生に関わる分野の管理向上における地域コミュニティの参加を支援・強化する。(ターゲット6.6、6.b)
本計画との 関連性	水質汚濁防止の取組を継続するとともに、水辺環境の保全に関する地域コミュニティを活性化することで、水域及び水辺に生息生育する生き物を保全します。

11 住み続けられるまちづくりを 	包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する
SDGs ターゲット	地域規模の開発計画の強化を通じて、経済、社会、環境面における都市部、都市周辺部及び農村部間の良好なつながりを支援し、包摂的かつ持続可能な都市化を促進します。(ターゲット11.3、11.a)
本計画との 関連性	水辺、樹林などの自然環境の保全に配慮した都市部の生活様式を推進するとともに、農地の保全と持続可能な利用を推進します。

15 陸の豊かさも守ろう 	陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処並びに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
SDGs ターゲット	自然生息地の劣化を抑制し、生物多様性の損失を阻止し、外来生物の侵入を防止するとともに、持続的な生計機会を追求するために地域コミュニティの能力向上を図ります。(ターゲット15.5、15.c)
本計画との 関連性	市内に残る樹林や山林、それらの多面的機能を保全することで、池沼や河川などの水辺環境と内陸淡水生態系の保全に寄与します。また、外来生物の防除について啓発を進めることにより、在来生物、希少生物の保全を図ります。

(4) 行政、市民、事業者の取組

基本施策Ⅲ－① 身近な生物多様性の理解と保全

●行政の取組

- ・ 生物多様性の理解促進に向けた啓発を行います。
- ・ 市民が自然に親しみやすい環境を創出します。
- ・ 重要な生き物の生息場所についての調査・把握を行います。
- ・ 地域の生態系保全を推進します。
- ・ 外来生物対策に向けた啓発を行います。
- ・ 外来生物防除を継続します。



●市民の取組

- ・ イベント等を通して生物多様性保全に対する理解を深めます。
- ・ 在来生物の生息生育環境の保全に努めます。
- ・ 希少な動植物に対する理解を深めます。
- ・ 輸入動物の適正な飼育に努めます。
- ・ 外来生物防除に向けた理解を深めます。



●事業者の取組

- ・ 事業活動の際は、生物多様性の保全へ配慮します。
- ・ 生物多様性を保全する市民活動や行政取組を支援します。
- ・ 土地開発の際は、生物多様性の保全へ配慮します。



基本施策Ⅲ－②

地域ぐるみの水辺環境の保全

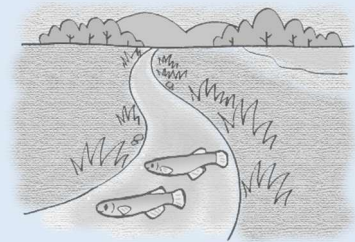
●行政の取組

- ・親水空間の整備・保全を進めます。
- ・河川水質などのモニタリングを継続します。
- ・市内に残るため池などの水辺環境の保全を進めます。
- ・湧水とその周辺環境を保全します。
- ・水辺環境の調査を進めます。
- ・ホタルの里づくりを継続します。



●市民の取組

- ・家庭から排出される排水について、合併浄化槽による環境負荷の少ない排出に努めます。
- ・クリーンアップ作戦などの河川敷清掃に参加し、水辺環境の美化に協力します。
- ・身近な河川、ため池などの池、沼、谷津、水田の生物多様性に関心を持ち、その保全の取組に積極的に参加します。
- ・身近な水辺環境保全へ積極的に参加します。
- ・ホタルの里づくりや野外体験学習へ参加します。
- ・湧水とその周辺環境の保全に努めます。
- ・環境に優しい（生分解性の高い）洗剤を積極的に選びます。



●事業者の取組

- ・法令に基づく適正な排水水質を遵守します。
- ・クリーンアップ作戦などの河川敷清掃に参加し、水辺環境の美化に協力します。
- ・地域に適した水辺環境の保全に努めます。



●行政の取組

- ・「東松山市みどりの基本計画」の推進に向けた庁内連携と協働の調整を行います。
- ・「東松山市農業振興基本計画」を推進します。
- ・土地開発の際は、適切な緑化の指導を行います。
- ・森林伐採を伴う環境への影響を及ぼす太陽光発電施設の設置を抑制します。



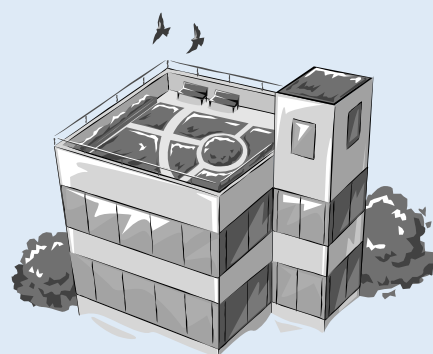
●市民の取組

- ・公園などを活用して、みどりに親しむ時間を増やします。
- ・緑地等のみどりの維持管理活動へ積極的に参加します。
- ・家庭菜園やビオトープ、生け垣設置などによる、親しみあるみどりを創出します。
- ・市民農園に参加し、農業への理解と食育の推進に努めます。
- ・市内に残る樹林の維持管理へ協力します。



●事業者の取組

- ・事業所内の緑地などのみどりの管理を適切に実施します。
- ・土地開発の際は、地域に適した植栽に努めます。
- ・森林伐採を伴う環境への影響を及ぼす太陽光発電施設の設置を控えます。

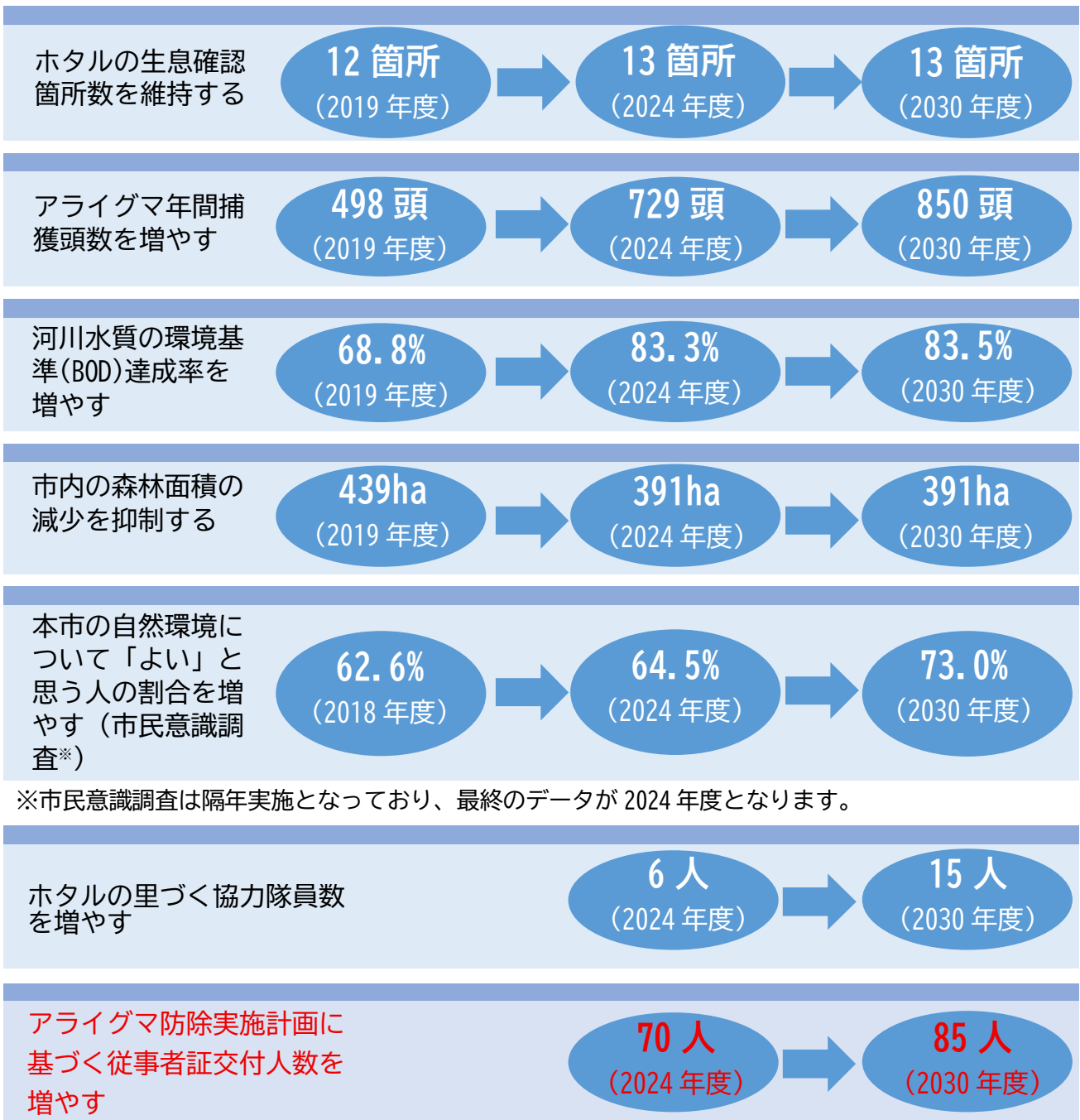


(5) 想定される市民プロジェクト

「環境目標Ⅲ 生き物、自然と共生するまち」を推進するにあたり、想定される市民プロジェクトについて、以下に掲げます。

- ホタルの里づくりプロジェクト
- ため池、清水・湧水に関するプロジェクト
- 外来生物、有害生物の調査・駆除に関するプロジェクト
- 自然豊かな川づくりプロジェクト
- 里山保全プロジェクト

(6) 成果指標



※市民意識調査は隔年実施となっており、最終のデータが2024年度となります。

ネイチャーポジティブとは日本語訳で「自然再興」といい、「自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させる」ことを指します。今の地球は過去 1,000 万年間の平均と比べて 10 倍～100 倍もの速度で生物が絶滅していくなど、いわゆるマイナスの状態にあります。この状況から、これまでの自然環境保全の取り組みだけでなく、経済から社会、政治、技術までの全てにまたがって改善を促していくことで、自然が豊かになっていくプラスの状態にしていこうというのがネイチャーポジティブの趣旨です。2022 年 12 月に開催された生物多様性条約第 15 回締約国会議（COP15）や、G7 2030 年自然協約などにおいてもその考え方が掲げられるなど、国際的な認知度も高まっているキーワードです。

国内では、2023 年 3 月に閣議決定した生物多様性国家戦略 2023-2030 において 2030 年までにネイチャーポジティブを達成するという目標が掲げられています。2030 年は温室効果ガスの削減目標や SDGs、パリ協定（※）など、さまざまなカテゴリーにおける目標年となっています。陸と海のそれぞれで 30%以上の面積で健全な生態系を保全する 30by30 目標を含め、2030 年ネイチャーポジティブを達成するために、個人・団体を問わず全員が連携して取り組んでいかなければなりません。

（※）2015 年 12 月 12 日にフランスのパリで採択された、気候変動に関する協定のこと。産業革命前と比べたときの世界の平均気温を「+2 度未満」に抑えながら、「+1.5 度未満」を目指すという目標を立てています。

（環境省サイト「ecojin」より抜粋）

環境目標Ⅳ 安全で快適に暮らせる生活環境が整ったまち

市民の日常生活における環境配慮行動を促し、持続可能な地域社会を構築するとともに、騒音・振動・悪臭等による公害や不法投棄の防止、まち美化の推進により生活環境を保全し、暮らしやすいまちへの整備を進めます。

(1) 現状と課題

○市民アンケート結果

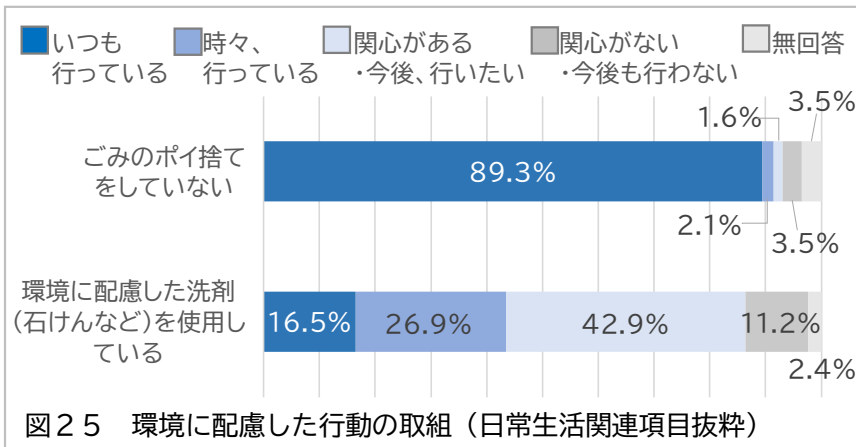


図25 環境に配慮した行動の取組（日常生活関連項目抜粋）

市民アンケートにおいて、ごみのポイ捨てをしていないと回答した人の割合は **89.3%**、環境に配慮した洗剤（石けんなど）を使用している人の割合は **43.4%**でした。

まちの美化の継続と環境に配慮した生活の啓発が望まれます。

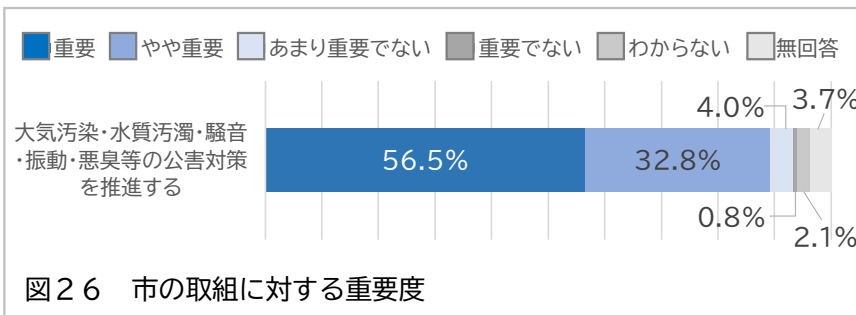


図26 市の取組に対する重要度

市民アンケートの結果では、公害対策を推進する市の取組に「重要」、「やや重要」と答えた人の割合は合わせて **89.3%**でした。

一方で、市の取組に対して「評価できる」、「やや評価できる」と答えた人の割合は、合わせて **44.8%**と、半数を下回っており、公害対策の継続とさらなる取組が求められます。

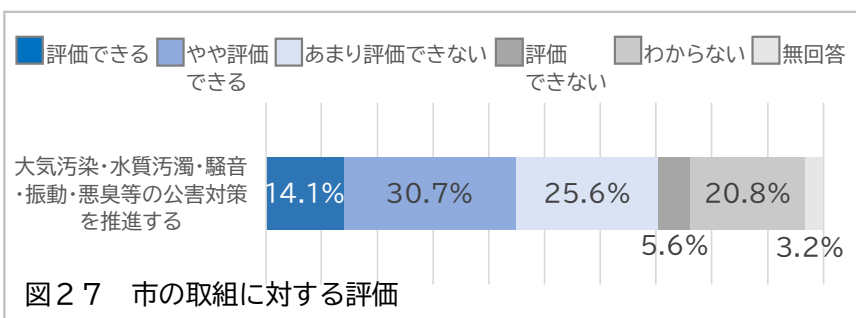


図27 市の取組に対する評価

(2) 基本施策（目指すべき方向性）

基本 施策	IV-① 公害防止と適正指導
	IV-② 不法投棄対策の推進
	IV-③ 良好な景観と生活環境の保全

IV-① 公害防止と適正指導

適正指導により典型7公害を未然に防ぎ、快適で安心して暮らせる生活環境を整備します。

- ◇ 公害発生の防止と法令遵守を指導
- ◇ 変圧器などに含まれる PCB 含有絶縁油などの有害物質の適正管理と適正処分
- ◇ 生活公害に対する苦情への適切な対応
- ◇ 生活公害に対する理解への普及啓発

IV-② 不法投棄対策の推進

関係機関との連携により、不法投棄の監視を継続するとともに、不法投棄されない環境づくりの整備を図ります。

- ◇ 土地の適正管理の啓発
- ◇ 地域ぐるみでの協力体制の構築
- ◇ 不法投棄防止のための定期的なパトロールの実施
- ◇ 廃棄物処理に関する法令遵守の指導

IV-③ 良好な景観と生活環境の保全

土地の適切な管理や地域猫活動を進め、そこで暮らす人々が快適に安心して暮らせる環境を作ります。生け垣や色彩への配慮など、良好な景観を保全します。

- ◇ 景観の保全や美化の促進
- ◇ 環境美化重点区域の指定及び違反者への指導
- ◇ 地域猫活動の支援
- ◇ 周辺環境への影響を及ぼす太陽光発電施設設置の抑制

(3) SDGsとの関連性

<p>3 すべての人に健康と福祉を</p> 	<p>あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する</p>
<p>SDGs ターゲット</p>	<p>有害化学物質並びに大気、水質及び土壌の汚染による死亡及び疾病の件数を減少させます。(ターゲット3.9)</p>
<p>本計画との 関連性</p>	<p>有害化学物質並びに大気、水質及び土壌の汚染を防止し、安全で快適な持続可能な生活環境を確保します。</p>
<p>6 安全な水とトイレを世界中に</p> 	<p>全ての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する</p>
<p>SDGs ターゲット</p>	<p>有害な化学物質の放出を最小化し、水と衛生に関わる分野の管理向上における地域コミュニティの参加を支援・強化します。(ターゲット6.3、6.b)</p>
<p>本計画との 関連性</p>	<p>水質汚濁と不法投棄を防止するとともに、水の再生利用を推進し、安全で快適な地域環境の保持に寄与します。</p>
<p>11 住み続けられるまちづくりを</p> 	<p>包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する</p>
<p>SDGs ターゲット</p>	<p>安全で容易に利用できる持続可能な輸送システムへのアクセスを提供するとともに、地域規模の開発計画の強化を通じて、経済、社会、環境面における都市部、都市周辺部及び農村部間の良好なつながりを支援します。(ターゲット11.2、11.a)</p>
<p>本計画との 関連性</p>	<p>環境負荷低減の取組を持続させ、安全で持続可能な居住地及び周辺空間を確保します。</p>
<p>12 つくる責任 つかう責任</p> 	<p>持続可能な消費生産形態を確保する</p>
<p>SDGs ターゲット</p>	<p>環境上適正な化学物質の管理を実現し、人の健康や環境への悪影響を最小化するため、化学物質の自然界への放出を大幅に削減するとともに、持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようにします。(ターゲット12.4、12.8)</p>
<p>本計画との 関連性</p>	<p>環境保全に配慮したライフスタイルを推進するとともに、化学物質の発生による環境の汚染を防止します。</p>

(4) 行政、市民、事業者の取組

基本施策Ⅳ－① 公害防止と適正指導

●行政の取組

- ・騒音・臭気・水質などの環境モニタリングを継続します。
- ・事業者への公害防止に関する指導を実施します。
- ・公害等に対して、迅速かつ適切に対応します。
- ・PCB含有絶縁油などの有害物質の適正管理と適正処分を行います。



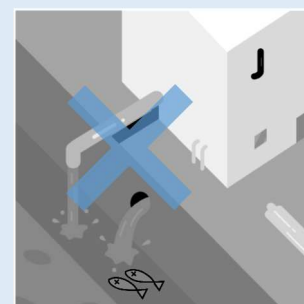
●市民の取組

- ・近所迷惑となるような生活騒音、振動の発生防止に配慮します。
- ・家庭から排出される有害物質に関する知識・理解を深め、有害物質を含む製品の購入をできる限り控えるとともに、適正な廃棄を行います。
- ・公害に対するリスクコミュニケーションについての関心を深めます。



●事業者の取組

- ・法令を遵守し、有害物質の環境中への排出を抑制します。
- ・騒音・振動・悪臭などの関係法令を遵守します。
- ・地下水のくみ上げに留意します。
- ・PCB含有絶縁油の、法令に遵守した適正な処分を行います。
- ・適正な建築物の解体・改修により、アスベスト飛散を防止します。



基本施策Ⅳ－②

不法投棄対策の推進

●行政の取組

- ・土地の所有者及び管理者に対して、不法投棄されない環境づくりへの啓発及び支援を行います。
- ・不法投棄パトロールを実施します。
- ・不法投棄根絶に向けたキャンペーンなどのPR活動を推進します。
- ・廃棄物処理に関して各主体へ法令遵守を指導します。
- ・産業廃棄物、建設副産物（残土処理）の適正処理を指導します。



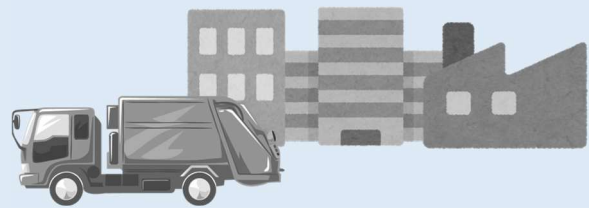
●市民の取組

- ・ポイ捨てや不法投棄をしません。
- ・所有又は管理している土地に不法投棄されないよう管理に努めます。
- ・不法投棄を発見したら、関係機関に知らせます。
- ・不法投棄されない環境づくり及び地域ぐるみでの協力体制を構築します。



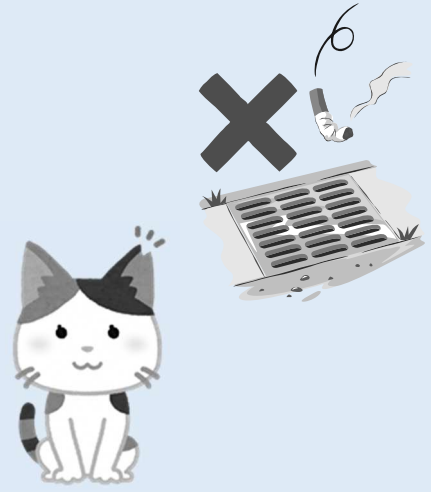
●事業者の取組

- ・不法投棄をしません。
- ・法令を遵守する業者へ廃棄物処理を依頼します。
- ・不法投棄を発見したら、関係機関に知らせます。



●行政の取組

- ・ごみゼロ運動を通して、まちの美化を推進します。
- ・景観の保全に配慮した公共施設や公共用地の整備を進めます。
- ・環境美化重点区域の指定及び違反者（たばこのポイ捨て等）への指導を行います。
- ・ごみ集積所の清潔保持を啓発します。
- ・空き家や空き地の土地等の所有者及び管理者に対して、適正管理を啓発指導します。
- ・東松山市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例に基づき、事業者へ適切な指導を行います。
- ・地域猫活動を支援します。



●市民の取組

- ・所有及び管理する家屋や土地の適切な維持管理に努めます。
- ・ごみゼロ運動を通して、まちの美化へ協力します。
- ・河川敷の清掃活動へ積極的に参加します。
- ・ごみ集積所の清潔保持に努めます。
- ・屋敷林の保全に努めます。
- ・花いっぱい運動を通して、まちの美化活動に貢献します。
- ・地域猫活動に対する理解を深めます。



●事業者の取組

- ・建物の建築の際は、周辺の景観との調和に配慮します。
- ・河川敷の清掃活動へ積極的に参加します。
- ・条例に基づき、事業所内へ植栽を設置します。
- ・ごみゼロ運動を通して、まちの美化へ協力します。
- ・周辺環境への影響を及ぼす太陽光発電施設の設置を控えます。
- ・地域猫活動に対する理解を深め、支援します。



(5) 想定される市民プロジェクト

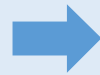
「環境目標Ⅳ 安全で快適に暮らせる生活環境が整ったまち」を推進するにあたり、想定される市民プロジェクトについて、以下に掲げます。

- 暮らしやすいまち推進プロジェクト
- 美しい街並み推進プロジェクト
- 動物愛護プロジェクト

(6) 成果指標

環境に関する苦情
件数を減らす

321件
(2019年度)



336件
(2024年度)



220件
(2030年度)

環境に配慮した生
生活を心がけている
人を増やす（市民
意識調査※）

87.4%
(2018年度)



85.5%
(2024年度)



87.5%
(2030年度)

街並みの美しさを
評価する割合を増
やす（市民意識調
査※）

17.1%
(2018年度)



19.4%
(2024年度)



27.0%
(2030年度)

※市民意識調査は隔年実施となっており、最終のデータが2024年度となります。

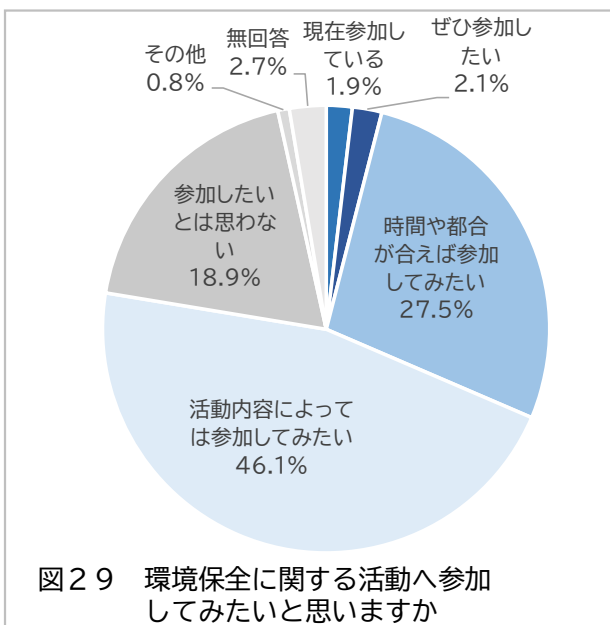
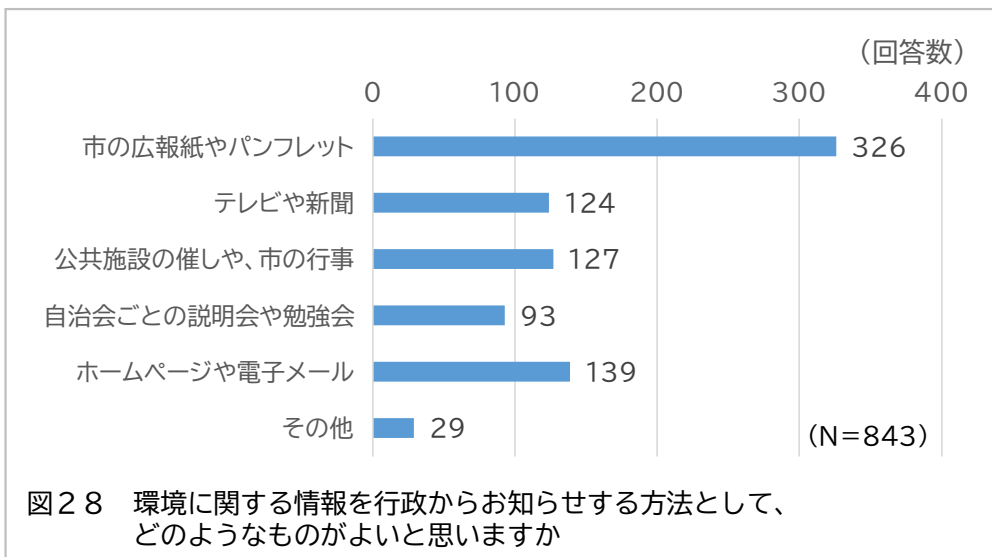
環境目標Ⅴ 市民・地域のチカラが発揮される協働のまち

環境情報や地域の情報を市内へ広く周知するとともに、市内にとどまらず市外へ情報発信を展開し、環境保全の啓発を促進します。また、市民活動団体や事業者などの各主体による環境保全活動を推進し、市内全体への環境保全意識の醸成を目指します。

(1) 現状と課題

○市民アンケート結果

市民アンケートの結果では、環境に関する情報源の要望としては、「広報紙やパンフレット」という回答が最多でした。次に多かったのは「ホームページや電子メール」でした。環境に関する情報提供を継続しつつ、情報発信の方法として、適宜見直すことが求められます。



環境保全に関する活動へ「現在参加している」と回答した割合は1.9%であり、「ぜひ参加したい」、「時間や都合が合えば参加してみたい」、「活動内容によっては参加してみたい」を合わせると、75%以上でした。

最も多かった回答は「活動内容によっては参加してみたい」であり、次いで「時間や都合が合えば参加してみたい」でした。

環境保全に関する活動への参加意欲が高いため、参加機会の創出が求められます。

(2) 基本施策（目指すべき方向性）

基本施策	V-① 情報発信の充実
	V-② 環境学習の推進
	V-③ パートナーシップの構築

V-①情報発信の充実

環境に関する情報や地域の情報を見やすくわかりやすい表現で発信します。また、市民が入手しやすいかたちで情報を得られるように、多様な発信方法を工夫します。

- ◇ 多様な広報媒体の活用
- ◇ 地域での情報の共有
- ◇ 環境情報の収集や啓発の推進
- ◇ 事業者・行政による環境情報の積極的な発信

V-②環境学習の推進

子どもたちから高齢者まで、多様化する環境の問題やその解消方法について、市内の教育機関と連携を図り、学ぶ機会を増やします。


- ◇ 市民の積極的な学びと意識の醸成の推進
- ◇ 環境学習がしやすい環境整備と利用促進
- ◇ 環境学習イベントの周知と活動推進
- ◇ 世代間交流による環境学習の推進
- ◇ 市内の環境学習資源の利用促進


V-③パートナーシップの構築

市民団体や事業者が行う環境まちづくり活動の拡大に努め、多くの市民が参加しやすい仕組みづくりとともに、市や各主体との協働により活動のさらなる発展に取り組みます。

- ◇ 市民団体、事業者、行政による協働の推進
- ◇ 市民団体、事業者による環境保全活動の展開
- ◇ 地域コミュニティ活性化

(3) SDGsとの関連性

4 質の高い教育を みんなに 	全ての人々に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する
SDGs ターゲット	全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにするとともに、包摂的、効果的な学習環境を提供できるようにします。(ターゲット4.7、4.a)
本計画との 関連性	あらゆる市民に持続可能な社会やライフスタイルについてやさしく学び、考える機会を提供します。

17 パートナリシップで 目標を達成しよう 	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化 する
SDGs ターゲット	情報通信技術をはじめとする実現技術の利用を強化するとともに、タイムリーかつ信頼性のある非集計型データの入手可能性を向上させます。(ターゲット17.8、17.18)
本計画との 関連性	それぞれの主体の経験や資源を生かしつつ、情報共有を図り、効果的なパートナーシップにより協働を進め、持続可能な目標の達成を目指します。

(4) 行政、市民、事業者の取組

基本施策Ⅴ-① 情報発信の充実

●行政の取組

- ・ 広報紙をはじめ、パンフレット、ホームページ、SNS、動画配信などの多様な広報媒体を用いた情報発信を行います。
- ・ 環境イベントを実施します。
- ・ 環境保全活動を啓発します。
- ・ 環境学習した市民の発信の場を創出します。



●市民の取組

- ・ 広報紙、パンフレット、いんぷおメール、ホームページ、SNS、アプリなど、多様な広報媒体を活用し、情報収集します。
- ・ 家族や近隣住民と環境情報を共有します。
- ・ イベント等へ積極的に参加します。
- ・ 市民プロジェクト登録事業団体による活動報告を継続します。



●事業者の取組

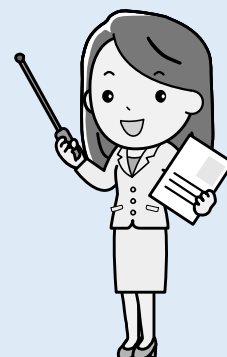
- ・ 市から発信される環境や地域の情報収集を行い、環境経営に活用します。
- ・ 従業員に対し環境や地域情報の周知と共有を行います。
- ・ 地域に有用な環境に関する情報を積極的に発信します。
- ・ 環境報告書を作成し、広く情報発信に努めます。

環境報告書



●行政の取組

- ・市民が環境学習をしやすい環境を整備します。
- ・市民が参加しやすく、楽しめる環境学習イベントを開催します。
- ・埼玉県地球温暖化防止活動推進員や環境アドバイザー制度を活用します。
- ・世代間交流による環境学習を推進します。
- ・大学や企業との間で、環境まちづくりに関する相互協力体制を構築します。



●市民の取組

- ・市や事業者からの各種情報や図書館などを利用して、環境に関する学びを積極的に行います。
- ・環境学習イベントや市民プロジェクトへ積極的に参加します。
- ・環境アドバイザー制度を活用します。
- ・市内のウォーキングコースや「まなびのみち」を活用します。



●事業者の取組

- ・協働の取組の一環として、市民に対する環境情報を提供し、事業評価の向上につなげます。
- ・従業員に対する環境学習を奨励し、環境経営に生かすとともに、環境保全活動に協力します。
- ・環境学習イベントや市民活動へ協力・支援します。



基本施策V-③

パートナーシップの構築

●行政の取組

- ・市民が市民活動や事業者の環境活動に参加しやすい環境を整備します。
- ・市民団体や事業者の環境活動を支援します。
- ・市民団体や事業者との協働のための、情報共有の場を設定します。



●市民の取組

- ・市民団体が実施する環境保全活動へ積極的に参加します。
- ・行政や事業者と積極的にパートナーシップを築き、環境保全活動を展開します。
- ・市民として環境行政に関する意見を発言します。
- ・環境基本計画市民推進委員会を中心とした、環境保全活動支援や情報交換などのネットワークを構築します。



●事業者の取組

- ・市や市民団体と積極的にパートナーシップを築き、環境保全活動を推進します。
- ・市内にとどまらず、事業活動上で広域的な環境保全活動を展開します。
- ・従業員に積極的な環境保全活動への参加を奨励します。

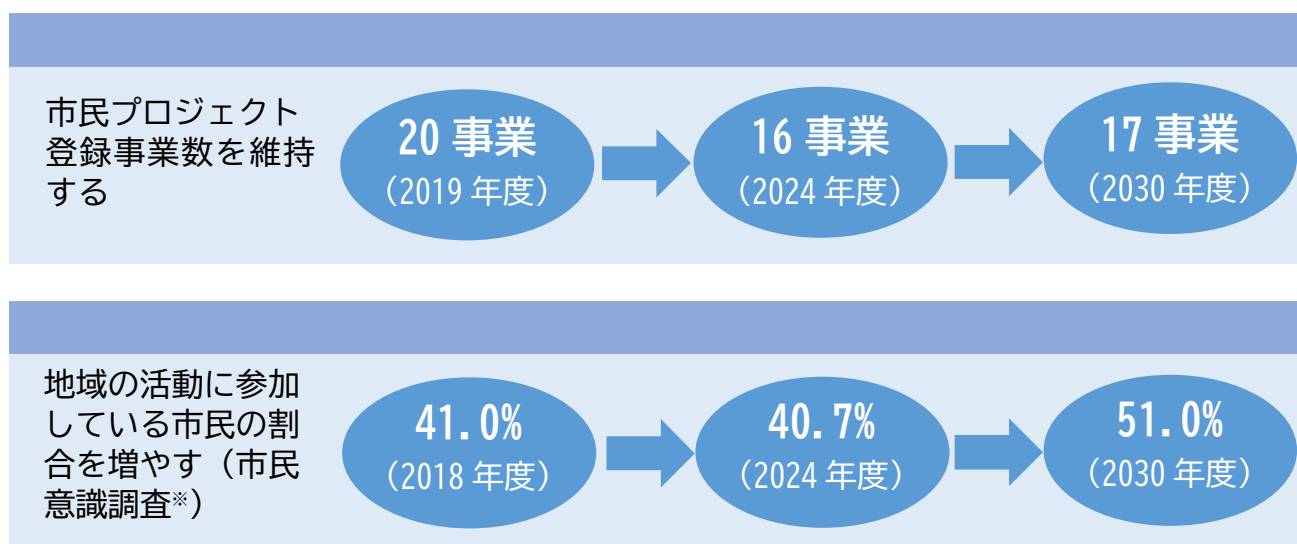


(5) 想定される市民プロジェクト

「環境目標V 市民・地域のチカラが発揮される協働のまち」を推進するにあたり、想定される市民プロジェクトについて、以下に掲げます。

- わがまち情報発信プロジェクト
- 環境学習プロジェクト
- 協働推進プロジェクト
 - ・新たな協働を創出する活動
 - 行政×市民団体、行政×事業者、市民団体×事業者

(6) 成果指標



※市民意識調査は隔年実施となっており、最終のデータが2024年度となります。

第5章 計画の推進体制・進捗管理

1. 推進体制

本計画の推進は、行政、市民及び事業者の協働によって、市民の環境に対する関心の向上及び環境事業への参加を促します。

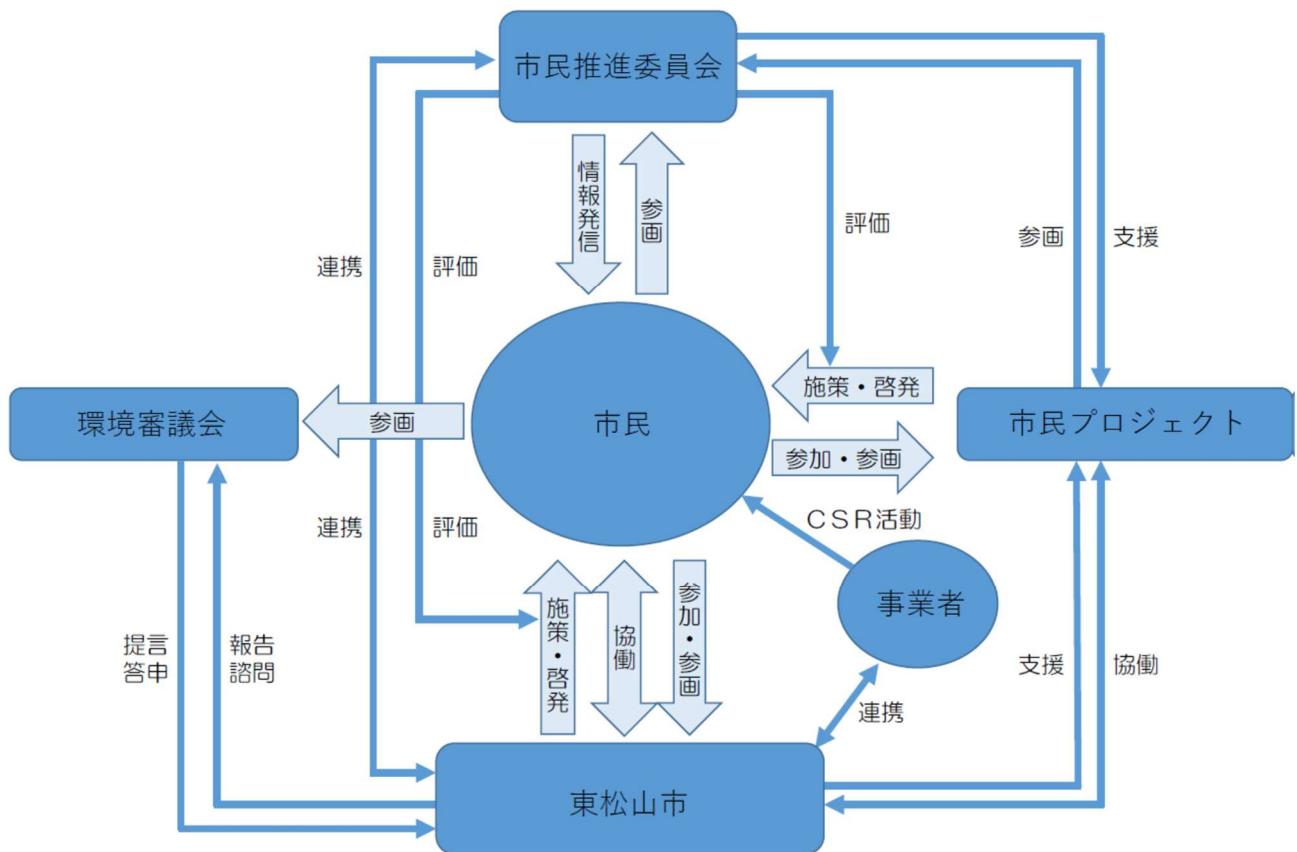


図30 推進体制

① 市民推進委員会

市民プロジェクト推進のためのエンジンとして位置づけ、企画調整や進行管理などの役割を担い、協働を推進します。

② 庁内推進組織

本計画での「庁内ワーキング・グループ」を引き継ぎ、推進組織として市の立場での本計画の進行管理及び施策の円滑な推進を図ります。

2. 進捗管理

本計画は PDCA サイクルに基づき、毎年度作成する「環境年次報告書」などでチェックし、環境保全活動団体等からの意見を踏まえた計画の推進・改善を行います。

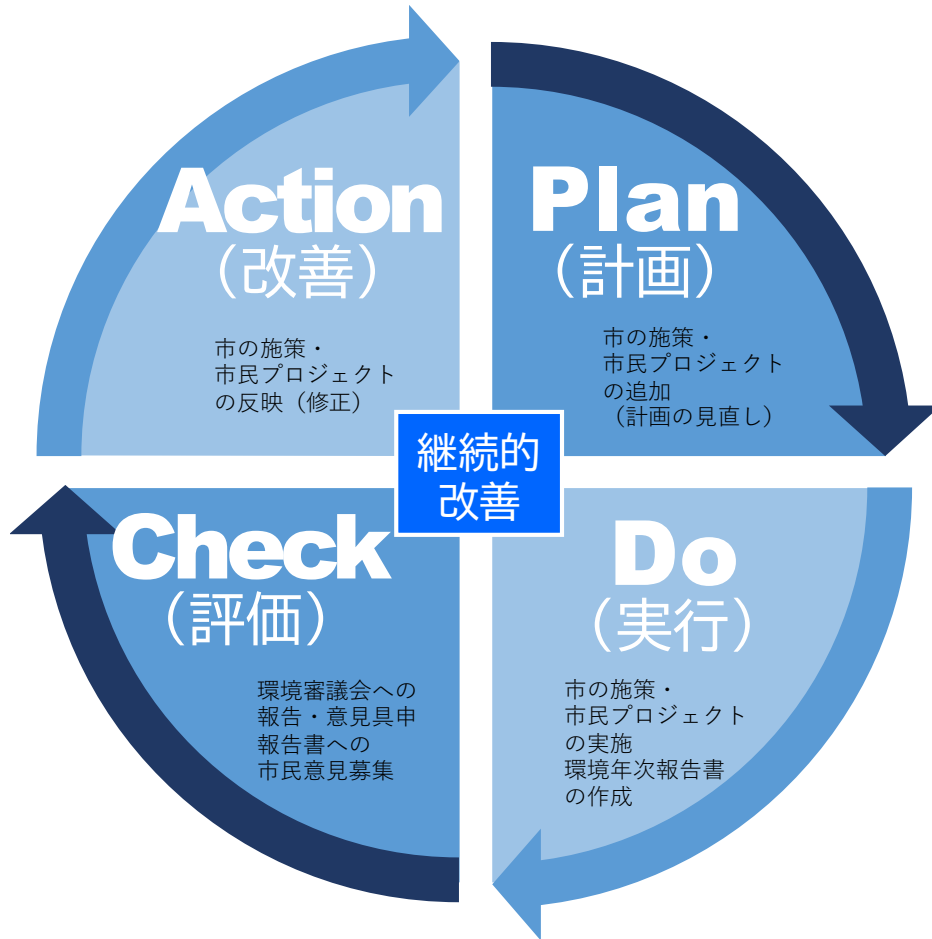


図31 PDCA サイクル

本計画の進行管理及び評価を確実にを行うため、毎年度、本計画の実施状況及び成果、課題を記載した「環境年次報告書」を作成します。

「環境年次報告書」は速やかに公表し、市民、環境審議会のチェックを受け、市の施策・市民プロジェクトの修正、または計画の見直しに反映します。

3. 財源の確保と市民プロジェクトへの支援

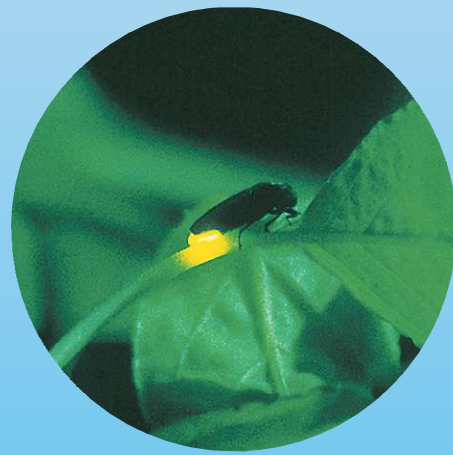
本計画に掲げた市の施策の実施に当たっては、各年度の予算において必要な財政支援を検討します。一方、市民プロジェクトの推進については、市民プロジェクトの担い手となるグループ・活動団体による、市の共有財産である生態系や自然環境を保全する事業、及び市民向けの啓発事業に対する財政上の支援を進めます。

第3次東松山市環境基本計画

発行日 2021年4月（2026年4月見直し）

発行 東松山市

編集 東松山市環境産業部環境政策課
〒355-8601 埼玉県東松山市松葉町1-1-58
電話番号：0493-23-2221



2021年4月 策定
2026年4月 見直し